

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月22日
【事業年度】	第76期（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）
【会社名】	株式会社タカキュー
【英訳名】	Taka-Q Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 伊藤 健治
【本店の所在の場所】	東京都板橋区板橋三丁目9番7号
【電話番号】	（03）5248局4100番
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 小泉 勝裕
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区板橋三丁目9番7号
【電話番号】	（03）5248局4100番
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 小泉 勝裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	2021年 2 月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月
売上高 (千円)	14,601,957	12,139,686	11,975,883	10,026,675	9,650,127
経常利益又は経常損失 (千円)	3,107,797	1,919,871	706,684	52,407	355,622
当期純利益又は当期純損失 (千円)	3,139,010	2,146,235	1,050,386	102,173	1,968,805
持分法を適用した場合の投資損益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	24,470,822	24,470,822	24,470,822	24,470,822	24,470,822
A 種種類株式	-	-	-	-	16,222,700
B 種種類株式	-	-	-	-	499,997
純資産額 (千円)	1,339,802	876,926	1,933,923	1,915,660	1,075,934
総資産額 (千円)	9,264,008	8,009,077	6,406,769	5,610,794	5,691,894
1 株当たり純資産額 (円)	54.99	35.99	79.37	78.62	2.08
1 株当たり配当額					
普通株式 (円)	-	-	-	-	-
(内 1 株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
A 種種類株式	-	-	-	-	0.70
(内 1 株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
B 種種類株式	-	-	-	-	7.70
(内 1 株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1 株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	128.83	88.09	43.11	4.19	80.18
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	25.44
自己資本比率 (%)	14.5	10.9	30.2	34.1	18.7
自己資本利益率 (%)	110.4	927.3	-	-	-
株価収益率 (倍)	1.09	1.25	1.81	15.98	1.56
配当性向 (%)	-	-	-	-	-

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	2021年 2 月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,457,966	2,219,498	149,525	258,383	98,243
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	112,377	653,281	45,771	66,012	65,915
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,180,799	2,521,008	292,210	166,155	412,163
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	631,087	1,585,878	1,488,964	1,130,438	1,378,442
従業員数 (人)	664	548	440	298	276
[外、平均臨時雇用者数] (人)	[444]	[232]	[182]	[160]	[170]
株主総利回り (%)	98.6	77.5	54.9	47.2	88.0
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(126.4)	(130.7)	(141.8)	(195.1)	(200.2)
最高株価 (円)	193	149	113	100	201
最低株価 (円)	101	105	71	65	65

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「持分法を適用した場合の投資損益」は持分法を適用する重要な関連会社がないため金額の記載を省略しております。
3. 2025年2月期の1株当たり配当額については、2025年5月23日開催予定の定時株主総会の決議事項になっていきます。
4. 第72期から第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第74期から第76期の自己資本利益率については、算定の基礎となる期首自己資本及び期末自己資本の合計がマイナスであるため記載しておりません。
6. 従業員数は、就業人員数を表示しております。なお()内は、外書きで臨時雇用者の年間の平均人員を記載しており、1人当たり1日8時間換算にて算出したものであります。
7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

1947年創業者である高久泰憲が、新宿西口において紳士衣料の店舗を個人営業店として開設、その後業容の拡大に
対処すべく1950年6月30日付をもって株式会社高久として当社を設立しました。

当社は、1969年大井町店の出店を契機としてチェーン展開を開始し、2025年2月28日現在114店舗のチェーンスト
アを有する紳士服・紳士洋品雑貨及び婦人服・婦人洋品雑貨を扱う小売専門店であります。

なお、当社は、1984年5月29日付をもって商号を株式会社タカキューに変更しております。

1950年6月	高久泰憲の個人営業店舗を継承し、当社設立。紳士服を中心とした衣料品の販売を開始 (資本金500千円、本店新宿区角筈)
1964年5月	当社トレードマークの「taka-Q」の使用を開始
1970年8月	本社を新宿区西新宿に移転
1981年10月	婦人服専門店チェーン「(株)メルス(MELS)」を設立
1983年3月	P O S システム(販売時点情報管理システム)を導入
1984年9月	当社株式を「(社)日本証券業協会東京地区協会」に店頭売買銘柄として登録、株式を公開
1986年4月	ヤングカジュアル衣料専門店チェーン「(株)ムービン」を設立
1986年11月	東京証券取引所市場第二部へ上場
1987年11月	本社を新宿区下落合に移転
1988年3月	当社の衣料品修理加工部門のリフォームセンターを分離、「テイエムエムサービス(株)」を設立
1989年8月	東京証券取引所市場第一部へ指定替
1990年1月	大阪証券取引所市場第一部へ上場
1992年8月	ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)との間に業務及び資本提携契約を締結
1993年3月	レディース部門(41店舗)を関係会社の婦人服専門店チェーン(株)メルスに譲渡
1994年5月	本社を板橋区板橋に移転
1998年7月	(株)ムービンから営業全部譲受(41店舗)し、同社を清算(1998年12月清算終了)
2000年4月	当社が保有する(株)メルスの全株式をジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)に譲渡
2003年3月	S P A 型サードワードローブ店舗「MALE&Co.」第1号店を開店
2003年4月	靴のセレクトショップ「around the shoes」第1号店を開店
2003年8月	ボトム中心のヤングカジュアル店舗「semanticdesign」第1号店を開店
2003年8月	大阪証券取引所市場第一部の上場を廃止
2005年5月	物流センターを愛知県名古屋市の移転
2006年4月	25歳から35歳の男女のお出かけ着を提案する「m.f.editorial」第1号店を開店
2006年8月	団塊世代の男性をメインターゲットとした「Wilkes Bashford」第1号店を開店
2007年10月	おしゃれなシャツの専門店「SHIRTS CODE」第1号店を開店
2011年2月	新宿店に新宿東口店を統合して、旗艦店『タカキュー新宿本店』として新装開店
2014年9月	E C サイトを一新し、インターネット通信販売の体制を強化
2017年2月	ビッグサイズ紳士衣料専門店「グランバック」事業を株式会社ダイエーから承継
2018年3月	モバイル端末向けにタカキュー公式アプリをリリースし、顧客管理システムを刷新
2018年12月	コーポレートサイトとオンラインショップを統合
2019年9月	キャッシュレス決済への対応とカード会員の利便性向上のためP O S システムを刷新
2020年10月	デジタル技術を駆使して体のサイズを測る2020年サイズテック事業としての新業態「redro」を開 発
2020年11月	提携カード会員の特典としてタカキューポイント制度を導入
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に 移行
2024年1月	イオン株式会社との業務及び資本提携契約を解消
2024年1月	グロースパートナーズ株式会社との事業提携契約を締結
2024年5月	第三者割当によるA種、B種種類株式及び第1回新株予約権を発行、債権者間協定を締結
2024年5月	監査等委員会設置会社へ移行
2024年11月	第2回新株予約権(自社株式オプション)を発行

3【事業の内容】

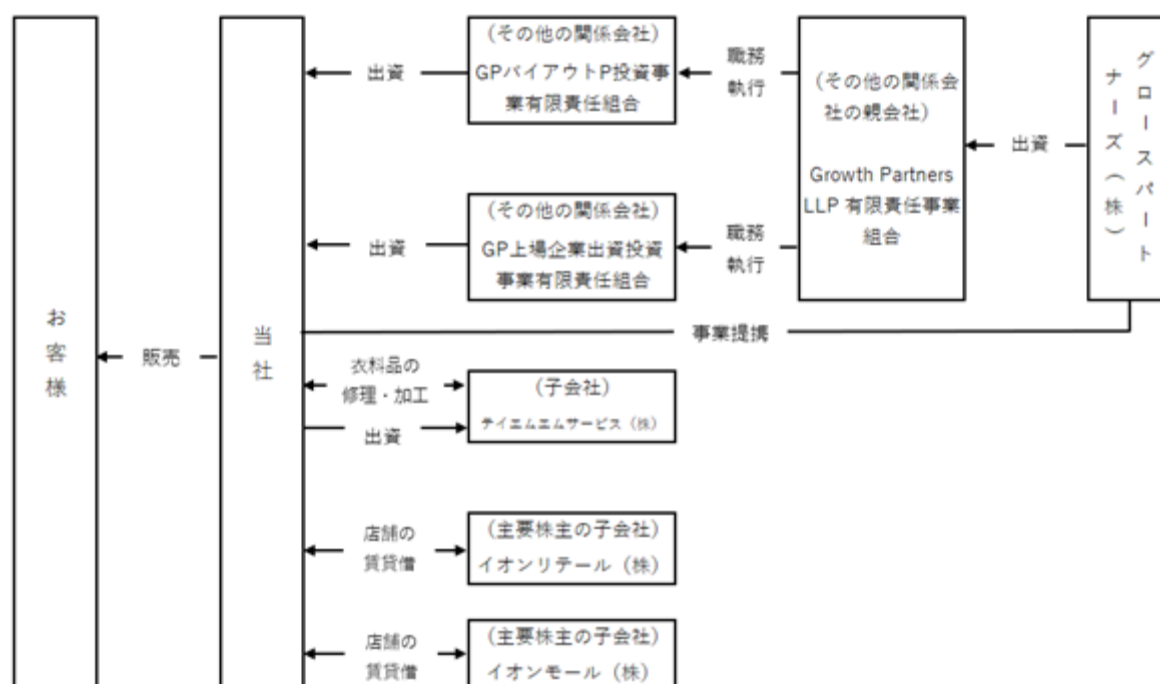
当社グループは、当社、子会社1社、その他の関係会社2社、その他の関係会社の親会社1社及び主要株主の子会社2社の構成となっております。

当社グループが営んでいる主な事業内容と、子会社、その他の関係会社、その他の関係会社の親会社及び主要株主の子会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

なお前事業年度に（その他の関係会社）として記載しておりましたイオン株式会社は、議決権の被所有割合の異動等により（その他の関係会社）ではなくなりました。それに伴い、イオンリテール株式会社とイオンモール株式会社は、前事業年度の（その他の関係会社の子会社）から（主要株主の子会社）となりました。

衣料品販売	株式会社タカキュー	（以下当社という。）
衣料品修理・加工	ティエムエムサービス株式会社	（子会社）
投資業務等	GPバイアウトP投資事業有限責任組合	（その他の関係会社）
投資業務等	GP上場企業出資投資事業有限責任組合	（その他の関係会社）
投資業務等	Growth Partners LLP 有限責任事業組合	（その他の関係会社の親会社）
ショッピングセンター	イオンリテール株式会社	（主要株主の子会社）
ショッピングセンター	イオンモール株式会社	（主要株主の子会社）

以上の概要図は次のとおりです。本項については2025年2月28日時点の「事業の内容」について記載しております。



4【関係会社の状況】

本項については2025年2月28日時点での「関係会社の状況」について記載しております。

名称	住所	資本金又は 受入出資金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の被所有 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) GPバイアウトP投資事業有限責任組合	東京都目黒区	934	投資業務等	(被所有) 直接 20.51	GPバイアウトP投資事業有限責任組合及びGP上場企業出資投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるGrowth Partners LLP 有限責任事業組合の組合員であるグロースパートナーズ株式会社(以下GP社)及び古川徳厚氏は、両ファンドによる株券等の投資に係る権限を共同で有しています。
(その他の関係会社) GP上場企業出資投資事業有限責任組合	東京都目黒区	1,562	投資業務等	(被所有) 直接 19.49	GP社より2名が当社取締役役に就任しており、当社業務に関する経営上の助言を得ることを目的としております。

(注) 有価証券報告書は提出しておりません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数	平均年間給与（千円）
276（170）	47.1	21年2ヶ月	3,754

- （注）1．従業員数は、就業人員数を表示しております。
2．パートタイマーの年間の平均人員数170名（1日8時間換算の月平均人数）を外数で記載しております。
3．平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んで計算しております。
4．前事業年度末に比べ従業員数が22名減少しております。

(2) 労働組合の状況

- 名称 全タカキュー労働組合
- 結成年月日 1978年9月20日
- 組合員数 201名
- 所属上部団体名 U A ゼンセン流通部門
- 労使関係 組合結成以来、円滑な労使関係を維持しており、特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性 労働者の割合（％） （注）１．	男性労働者の育児休 業取得率（％） （注）２．	労働者の男女の賃金の差異（％） （注）１．			
		全労働者	正規雇用労働 者	パート・有期労 働者	
3.3	80.0	68.9	75.0	97.4	パートは換算人数で 算出

- （注）1．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、服を通してお客様を幸せにし、自信と喜びを提供することを使命とします。服を通してお客様と深い信頼関係を築き、服を通して持続可能なファッションを推進し社会と環境に貢献する会社になることを目指しております。

(2) 経営環境及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、2024年3月28日付にて事業再生計画を公表しております。当計画は、2025年2月期に約20億円の金融支援と約5億円のグロースパートナーズ株式会社の出資により債務超過の解消と上場維持、更にグロースパートナーズ株式会社との事業提携による、同社の有する知見やサポート機能・ネットワーク等を活用し、MD改革、OMO推進、顧客の囲い込み等の施策に取り組み、収益の改善を図るとともに、財務体質の改善を行い、事業の再生を図ることを主要内容としております。計画数値は以下のとおりとなります。

	実績（百万円）	計画（百万円）				
	2025/2期	2025/2期	2026/2期	2027/2期	2028/2期	2029/2期
売上高	9,650	9,884	9,856	9,908	9,908	9,908
営業利益	203	57	19	56	71	132
経常利益	355	239	158	198	214	277
当期純利益	1,968	1,668	87	127	143	207
純資産	1,075	622	729	836	959	1,146

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響等による売上高の大幅な落ち込みにより、2022年2月期事業年度末の純資産が8億7千6百万円の債務超過となったことから、上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となり、2024年2月期事業年度末においても同19億1千5百万円と債務超過の状況が継続しておりましたが、その解消に向けた各種施策、収支改善に向けた事業構造改革、資本増強策等に取り組んだ結果、2025年2月期事業年度末の純資産が10億7千5百万円となり、上場維持基準（純資産基準）に適合する見込みとなりました。

また当社は、2024年2月29日時点において、新たに「流通株式時価総額」にも適合しない状況となったため、2024年5月30日付公表の「上場維持基準（流通株式時価総額）の適合に向けた計画書」を策定し、適合に向けた取り組みを進めてまいりましたが、当社の試算では流通株式時価総額基準に係る上場維持基準につきましても適合を確認しております。

(中期目標)

事業再生計画を完遂し、景気に左右されない、強い体質の会社に生まれ変わる。

(基本方針)

企業全体の改革を通じ、競争力を高め、持続可能な成長を実現することを目指す。

1. 商品力の強化

- ・ブランドの存在意義を明確にし、感動を生む商品開発を推進
- ・中核商品のスーツ・オーダー・シャツ等の確立と改良
- ・雑貨・パーソナライズドアイテムを強化
- ・MDカレンダーを見直し、計画的な商品展開

2. 生産力の強化

- ・商品レベルの向上と、生地・工場との開発強化
- ・短納期対応（QRシステム導入）
- ・国内外の生産体制を整備し、生産日数を短縮

3. 在庫コントロールの徹底

- ・適正な生産・販売計画を策定
- ・在庫の最適化と徹底管理

4. マネジメントの改革
 - ・実行力のある組織づくりとリーダー育成
 - ・権限委譲を進め、意思決定の迅速化
 - ・報告・連絡・相談（報/連/相）の再徹底
5. VMD改革
 - ・VMD向上委員会の発足と活動強化・ビジュアルリストを育成
 - ・「美は醜に勝つ」を実証し、人々が感動しライバルが諦めてしまうような店作りを目指す
 - ・店舗＝舞台美術的空間の実現
6. サービスの改革
 - ・サービス向上委員会の発足と活動・接客マニュアルの整備
 - ・商品情報の提供を強化し、質の高い接客を実施
 - ・ありがとうをいただけるサービスを目指す
7. マーケットの再定義
 - ・新規事業への参入（駅ビル・都市型複合施設・EC・海外）
 - ・原則として3年で見通しのつかない事業からは撤退
 - ・重要、重点地区のマーケティングプランを策定
8. ブランディングの刷新
 - ・既存ブランドのリブランディング（TQ・MF・GB・レディース）
 - ・新規ブランドの立ち上げ（ECを中心に展開するブランド：DRAW）
9. 組織改革
 - ・組織の壁をなくし、風通しの良い組織にする
 - ・意思決定のスピードを向上させる
 - ・真のリーダーが率いる組織を目指す
10. 教育・評価の見直し
 - ・成果に基づく人事評価・報酬制度の導入
 - ・若手人材の登用と成長支援
 - ・昇格・教育制度の見直し
11. 販促の見直し
 - ・値引き販売から脱却し、ブランド価値を向上
 - ・メンバーズカードやロイヤルティプログラムを見直し
 - ・物語性を持たせたプロモーションとデジタルマーケティングの活用
 - ・コラボレーション・パートナーシップを強化
12. 物流・後方の改善
 - ・物流コストの削減とEC出荷体制の改善
 - ・財務体質の健全化
 - ・マニュアルの整備と業務のスピード向上
 - ・システムリポートを強化

当社は、事業再生計画を完遂することにより、事業の再建によるタカキューの完全復活を実現し、ステークホルダーの皆様の期待に応えるよう、企業価値の向上に誠心誠意努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きより一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、サステナビリティに関する事項を含む重要な経営課題について、取締役会で協議するとともに、社内にて体制を構築し、議題の解決を図ってまいります。

(2) 戦略

当社は、企業の継続性のほか、社会及び環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、適切に対処するよう努めております。

活動の一例として、350種類以上の有害物質の排除を対象とした製品の開発、また、同時にそれに携わる人や工場、環境にも配慮し、SDGsとトレーサビリティにも注目した商品も手掛けております。

また、全店規模での不要衣料の為の回収ボックスの設置し、これら回収した洋服から、再び服を作るサーキュラーエコノミーの活動、同じく回収した衣料からバイオジェット燃料を製造するプロジェクトへの参加などが挙げられます。店舗廻りでは、プラスチック製のショッパーを廃止し、全て紙製のショッパーに変更しました。また、これを機に、ノベルティーとしてアフリカ産（エチオピア）エコバッグを2万枚生産し、これを配布する活動を行い、「マイバッグ運動」を社内外に広く浸透させるなどの活動に取組んでまいりました。

また、「適量生産・適量購入・循環利用によるファッションロスゼロ」と「2050年カーボンニュートラル」を目指す取り組みとして、OMO事業およびオーダー事業を拡大し、大量消費・大量生産の抑制、およびCO₂の削減を図ってまいります。

今後はこれらの活動における基本方針を策定し、適宜開示してまいります。

当社は、社員の成長が企業の成長へ繋がるものであり、また、今後の更なる成長には人材確保が必要不可欠であると考えております。

人材育成方針として、「教育チャンネル」を開設し、毎月教育動画を従業員向けに配信し、取締役の参加する会議において、状況報告、および議論を行っております。また、社内環境整備方針として、衛生委員会を設置し、月に一度、有給休暇の取得状況、残業時間の管理、健康診断の受診状況の確認や、ストレスチェック等、従業員の健康や社内環境の改善に向けて議論をしております。また、男性の育児休業の促進や、ダブルワークの導入等、ワークライフバランスの向上に取り組んでおります。

(3) リスク管理

当社は、サステナビリティに関するリスクを含め、当社を取り巻く業務や取引における潜在的なリスクを認識すべく、社内規程に基づきリスク管理を実施し、必要に応じてその運用状況の評価を行っております。また、コンプライアンス、情報セキュリティ管理などにおいても継続的に改善を行い、社内研修を実施しております。重要なリスクおよび機会に関しては、必要に応じて取締役会に報告を行うこととしております。なお、当社のリスクに関する詳細は、「3.事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 指標及び目標

当社はサステナビリティに係る課題への対応を行うことは持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであると認識し、事業を通じた課題の解決や社会貢献に向けた活動を推進しておりますが、現段階では各取り組みに関しての指標及び目標を設定しておりません。具体的な目標設定や状況の開示については今後の課題として検討してまいります。

また、当社では、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について次の指標を用いております。

指標	実績（2025年2月末）	目標
従業員における女性比率	23.6%	2030年2月末までに 30.0%
管理職に占める女性従業員の比率	3.3%	2026年3月末までに 7.3%
男性従業員の育児休暇取得比率（2週間以上）	80.0%	2030年2月末までに 85.0%
離職率 男性 女性 合計	男性： 9.2% 女性： 11.6% 合計： 9.8%	2026年2月末までに 女性の離職率：10.0%

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ファッショントレンド及びお客様の嗜好の変化などによるリスク

当社の扱う商品は、個人消費の動向、他社との競合に伴う市場変化などの要因に加え、ファッショントレンドの変化やお客様の嗜好の変化による影響を受けやすいため、動向に合った商品の企画と仕入が行われなかった場合、財政状態および経営成績に影響を受ける可能性があります。

当社は、お客様のニーズを的確に反映した素材やスタイリングの開発、店舗タイプ別の品揃え体制の構築によりこれらリスクの低減を進めてまいります。

(2) 個人情報に関するリスク

当社はクレジットカード会社との提携による顧客管理と、当社独自のメンバーズカード発行による顧客情報を扱っております。これらの個人情報の管理については、社内体制の整備、情報インフラにおけるセキュリティの確保、従業員への教育等の対応を行っております。しかしながら、万一当該情報の漏洩、流出があった場合には、損害賠償の発生、社会的信用の低下などにより業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 固定資産の減損損失に関するリスク

店舗の損益状況の悪化により、固定資産の減損損失判定において減損損失を認識した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。減損リスクへの対応として、月次決算を含め損益状況を常時管理し、各店舗毎に収益改善に向けた施策を講じております。

(4) 商品の生産体制に関するリスク

当社のプライベートブランド商品は、取引先を限定して生産を行っており、生産・企画面で瑕疵があった場合、適正な時期に適量の商品を陳列することができなくなります。また取扱商品の生産地は、中国を中心に、バングラデシュ、ミャンマー、ベトナム、インドネシアなど諸外国が多いため、各国の政情や輸入手続きに問題が発生した場合、商品供給に支障が出て、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような状況に対し、取引先への品質管理の指導、複数の取引先との取組みによる生産地の分散など、リスクを低減できる体制を目指しております。

(5) 天候・災害等によるリスク

当社の扱う商品は、季節毎にマーチャンダイジングを行っており、冷夏、暖冬、台風など天候によって影響を受ける可能性があります。

また、地震、風水害等の自然災害が発生した場合、入居している建物、商品の損害及び店舗の修復に伴う休業等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) テナント入居している商業施設について

当社がテナント入居している商業施設の集客力が何らかの要因で低下した場合、業績に影響を与える可能性があります。また商業施設側の経営が悪化した場合にも差入れている保証金、敷金の回収が困難になり、業績に影響を与える可能性があります。

(7) 原材料等のコスト上昇リスク

当社の扱う商品は、中国を中心に、バングラデシュ、ミャンマー、ベトナム、インドネシアなど諸外国で生産しているものが多いため、原材料価格、現地の人件費、運賃等のコストアップによる原価上昇リスクがあります。

(8) 工事費用の高騰リスク

当社は数多くの店舗を有しており、出店、改装、退店に際して実施する工事費用が高騰した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 感染症の拡大によるリスク

新型コロナウイルス等、感染症の拡大により、緊急事態宣言等が発出された場合、商品供給の停滞、店舗における営業休止等により業績への影響が拡大する可能性があります。店舗においては予防、拡大防止のため、消毒液の設置、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保等の対策を行っております。また、感染症の影響を受けにくいECコマース事業の強化、拡大を基本方針として対応を進めてまいります。

(10) 経営環境に関するリスク

当社の取り扱うファッション衣料品は、いわゆる基礎的支出の対象（生活必需品）ではなく、選択的支出（嗜好品）の対象ととらえられており、一般に選択的支出（嗜好品）は、収入面での不安がもたらす家計の防衛意識などから、支出抑制の対象となりやすい傾向にあり、日本の経済情勢の影響を強く受けます。このため消費に影響する政策等国内の要因はもとより、世界的な経済活動の低迷等が日本の経済情勢に悪影響を与え、当社の収益に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 風評リスク

当社に対する風評が、マスコミ報道やインターネットの掲示板への書き込み等により流布した場合に、お客さまや投資家の理解・認識に影響を及ぼすことにより、当社の社会的信頼・信用が毀損される可能性があります。

当社では、風評に適時適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風評が流布した場合には、当社の業績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社といたしましては、当該動向に対して情報収集を行うとともに、状況に合わせた対応を行うことでリスクの低減に努めております。

(12) システムに関するリスク

当社は業務のシステム化を推進し、POSシステムをはじめ、仕入管理、債権管理、お客様の個人情報の記録・保存・管理などを、安定したシステム運用に依拠して行っております。万が一に備え、バックアッププランを含む緊急対応体制を整備し、システム全般に適切なセキュリティ対策を講じております。しかし、事故、火災、自然災害、停電、人為的ミス、ソフトウェアの不具合、外部からの不正アクセスなどにより、システムの安定運用が困難となった場合、当社の事業活動に支障をきたし、業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 特定人物への依存リスク

当社の事業改革を担っている代表取締役社長執行役員伊藤健治は、アパレルファッション事業に関する豊富な知識と経験を有しており、経営方針や事業戦略の決定をはじめ、当社の事業活動全般において極めて重要な役割を果たしております。

当社では、過度に同氏に依存しない体制を構築するため、経営幹部の育成と権限委譲を進めており、経営組織の強化に努めております。とはいえ、何らかの理由で同氏が業務を遂行できなくなった場合、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(14) 株式の希薄化に関するリスク

当社は、2024年1月25日開催の取締役会において、第1回新株予約権の発行決議を行っており、行使期間を2025年5月23日から2029年5月23日としております。2025年2月末現在、本新株予約権は322,000個となっており、全て行使された場合は32,200,000株が発行されることになります。

本新株予約権の行使により、将来、当社の株式価値の希薄化や株式売上の需給への影響をもたらす、当社の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

a. 経営成績

当事業年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進む中、インバウンド需要もあり、緩やかに持ち直しております。一方で、不安定な国際情勢に伴う原材料価格・エネルギーコストの高騰や円安基調の継続による物価上昇等の影響により、個人消費の先行きは不透明な状態が続いています。

当アパレル・ファッション業界におきましては、景気の改善によって市場環境が回復しつつある一方、国内外の物価上昇の長期化や、円安による仕入原価の高止まり等の影響に加えて、記録的な高気温が10月度以降も続いたことで秋物需要が低迷する等、経営環境は引き続き厳しい状況で推移しました。

このような中、当社は、2024年3月28日付公表の事業再生計画を完遂することにより事業の再建を果たし、ステークホルダーの皆様のご期待に応えるよう、企業価値の向上に誠心誠意努めてまいりました。

商品面では、中核商品である既製スーツやドレスシャツの着実な販売とともに、オフィスカジュアル商品の品揃えの充実、オーダースーツの更なる売上拡大を図りました。主力の既製品スーツについては、長引く残暑や自然災害などにより秋冬商品の立ち上がりは伸び悩みましたが、年度末にかけて成人式等のマーケットニーズに適合した準備と販促により第4四半期の売上を牽引しました。また気温低下に伴いコート等の冬物衣料も売上を伸ばしました。一方でオーダースーツは低調に推移しました。品揃えを強化したオフィスカジュアル等のカジュアル商品は、ジャケットやパンツを中心に年間を通して順調に推移しました。

営業面では、月度毎に各店舗の注力商品を明確化し、商品のコーディネートや機能説明等、接客レベルの向上を図りました。またスタイルコーディネーターの運用強化等の施策に加え、政策・商品の社内説明会により、社員の全社的な政策への理解と商品知識の共有、モチベーションの向上を図りました。販促施策としては、YouTubeとインスタグラムで春のハレ着特集やフレッシューズフェアの動画広告等を実施した他、新聞やテレビ等のメディアへの積極的な露出も図りました。

Eコマースでは、ビジネスシーンの変化に対応した商品の記事コンテンツ特集をリリースする等、検索による訪問の件数増加に向けた施策に取り組みました。

店舗面では、契約満了等により、タカキュー2店舗、メール・アンド・コー1店舗、エム・エフ・エディトリアル2店舗、グランバック1店舗を退店した結果、当事業年度末では前期末比6店舗減の114店舗（タカキュー84店舗、メール・アンド・コー16店舗、エム・エフ・エディトリアル12店舗、グランバック2店舗）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は96億5千万円（前期比3.8%減）となりました。一方で利益面では、コストコントロールの徹底や店舗数の減少等によるコスト減に加えて、資本政策費用の負担が減った結果、販売費及び一般管理費が前期に対して8.3%減少し、営業利益は2億3百万円（前期は営業損失4千万円）、経常利益は3億5千5百万円（同経常利益5千2百万円）、更に金融支援による債務免除益14億9千9百万円、法人税等調整額1億9千4百万円の計上により、当期純利益は19億6千8百万円（同当期純損失1億2百万円）となりました。

なお、当社は衣料品販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

b. 財政状態

財政状態の状況につきましては、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 a. 経営成績等 1) 財政状態」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に対して2億4千8百万円増加し、13億7千8百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、9千8百万円の支出(前年同期比1億6千万円の支出減少)となりました。これは税引前当期純利益18億4千6百万円、減価償却費1億4千7百万円、売上債権の減少9千万円等による資金増、債務免除益14億9千9百万円、仕入債務の減少5億8千3百万円、未払金の減少8千3百万円等の資金減によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、6千5百万円の支出(前年同期比1億3千1百万円の支出増加)となりました。これは、敷金及び保証金の回収による収入7千9百万円等の資金増、無形固定資産の取得による支出8千3百万円、資産除去債務の履行による支出4千万円、有形固定資産の取得による支出2千6百万円等の資金減があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、4億1千2百万円の収入(前年同期比5億7千8百万円の収入増加)となりました。これは、利息の支払5千3百万円、リース債務の返済4千万円等の資金減がありましたが、新株及び新株予約権発行による収入5億5百万円の資金増があったことによるものです。

生産、受注及び販売の状況

a. 商品仕入実績

区分別仕入実績

区分別	第75期 (2023年3月1日～2024年2月29日)	第76期 (2024年3月1日～2025年2月28日)
	仕入高(千円)	仕入高(千円)
重衣料	1,799,627	1,852,051
中衣料	209,494	181,736
軽衣料	1,856,949	1,913,273
その他衣料等	132,121	145,262
合計	3,733,949	3,801,799

(注) その他衣料等はスカート、ワンピース等であり、店舗への商品配送の代行等に伴う仕入控除を含めております。

区分別売上実績

区分別	第75期 (2023年3月1日～2024年2月29日)	第76期 (2024年3月1日～2025年2月28日)
	売上高(千円)	売上高(千円)
重衣料	4,401,892	4,338,222
中衣料	446,270	416,221
軽衣料	4,805,846	4,539,006
その他衣料等	372,665	356,676
合計	10,026,675	9,650,127

(注) その他衣料等はスカート、ワンピースのほか、クレジットカード会員獲得に伴う手数料収入、衣料品の修理・加工に伴う収入等であります。

c . 県別売上実績

地域		第75期 (2023年 3 月 1 日 ～ 2024年 2 月29日)			第76期 (2024年 3 月 1 日 ～ 2025年 2 月28日)				
		売上高 (千円)	構成比率 (%)	期末店舗数 (店)	売上高 (千円)	構成比率 (%)	期末店舗数 (店)	店舗異動状況	
								新規出店 (店)	退店 (店)
	北海道	627,501	6.3	9	621,798	6.4	7	-	2
北海道地区計		627,501	6.3	9	621,798	6.4	7	-	2
	青森県	110,523	1.1	2	111,533	1.2	2	-	-
	秋田県	61,039	0.6	1	60,948	0.6	1	-	-
	岩手県	154,608	1.5	2	157,789	1.6	2	-	-
	宮城県	347,770	3.5	6	343,048	3.6	6	-	-
	山形県	74,062	0.7	1	73,945	0.8	1	-	-
	福島県	129,436	1.3	2	88,119	0.9	2	-	-
東北地区計		877,440	8.8	14	835,385	8.7	14	-	-
	茨城県	255,520	2.5	3	241,395	2.5	3	-	-
	栃木県	227,678	2.3	4	226,750	2.3	3	-	1
	群馬県	160,944	1.6	2	140,132	1.5	1	-	1
	埼玉県	645,312	6.4	6	459,173	4.8	6	-	-
	千葉県	419,719	4.2	8	419,327	4.3	8	-	-
	東京都	941,406	9.4	9	931,301	9.7	9	-	-
	神奈川県	418,763	4.2	5	435,191	4.5	5	-	-
関東地区計		3,069,346	30.6	37	2,853,272	29.6	35	-	2
	新潟県	192,459	1.9	3	193,959	2.0	3	-	-
	富山県	94,991	0.9	2	104,338	1.1	2	-	-
	石川県	81,763	0.8	1	70,068	0.7	1	-	-
	山梨県	126,155	1.3	2	120,682	1.3	2	-	-
	長野県	49,662	0.5	1	51,838	0.5	1	-	-
	岐阜県	218,577	2.2	3	201,549	2.1	3	-	-
	静岡県	250,816	2.5	4	263,445	2.7	4	-	-
	福井県	89,548	0.9	1	92,404	1.0	1	-	-
	愛知県	542,321	5.4	8	544,487	5.6	8	-	-
	三重県	185,856	1.9	3	176,901	1.8	3	-	-
中部地区計		1,832,153	18.3	28	1,819,675	18.9	28	-	-

地域		第75期 (2023年 3 月 1 日 ～ 2024年 2 月29日)			第76期 (2024年 3 月 1 日 ～ 2025年 2 月28日)				
		売上高 (千円)	構成比率 (%)	期末店舗数 (店)	売上高 (千円)	構成比率 (%)	期末店舗数 (店)	店舗異動状況	
								新規出店 (店)	退店 (店)
滋賀県	京都府	52,840	0.5	1	67,859	0.7	1	-	-
	奈良県	183,872	1.8	3	178,143	1.8	3	-	-
	大阪府	121,781	1.2	2	130,098	1.3	2	-	-
	和歌山県	610,649	6.1	7	586,374	6.1	6	-	1
	兵庫県	44,490	0.4	1	43,831	0.5	1	-	-
	近畿地区計	263,372	2.6	5	246,195	2.6	4	-	1
近畿地区計		1,277,006	12.7	19	1,252,503	13.0	17	-	2
岡山県	鳥取県	114,071	1.1	1	120,606	1.2	1	-	-
	中国地区計	41,636	0.4	1	40,003	0.4	1	-	-
	中国地区計	155,707	1.6	2	160,610	1.7	2	-	-
香川県	愛媛県	69,235	0.7	1	50,611	0.5	1	-	-
	四国地区計	41,650	0.4	1	38,348	0.4	1	-	-
	四国地区計	110,885	1.1	2	88,959	0.9	2	-	-
福岡県	佐賀県	403,163	4.0	6	369,329	3.8	6	-	-
	熊本県	87,572	0.9	1	89,211	0.9	1	-	-
	宮崎県	50,623	0.5	1	43,114	0.4	1	-	-
	九州地区計	50,076	0.5	1	56,402	0.6	1	-	-
	九州地区計	591,436	5.9	9	558,057	5.8	9	-	-
店舗合計		8,541,478	85.2	120	8,190,263	84.9	114	-	6
その他		1,485,197	14.8	-	1,459,864	15.1	-	-	-
合計		10,026,675	100.0	120	9,650,127	100.0	114	-	6

(注) その他の主な内容は、E コマースの売上高、クレジットカード会員獲得に伴う手数料収入、衣料品の修理・加工に伴う収入等であります。

d . 出店形態別地区別販売実績

形態別 地区別 年度		ショッピングセンター等		駅ビル		路面店		合計	
		店舗数 (店)	売上高 (千円)	店舗数 (店)	売上高 (千円)	店舗数 (店)	売上高 (千円)	店舗数 (店)	売上高 (千円)
北海道地区	2024年2月期	8	551,476	-	-	1	76,025	9	627,501
	2025年2月期	7	525,922	-	-	-	95,876	7	621,798
東北地区	2024年2月期	13	812,878	-	-	1	64,561	14	877,440
	2025年2月期	13	770,610	-	-	1	64,775	14	835,385
関東地区	2024年2月期	34	2,502,147	1	102,024	2	465,174	37	3,069,346
	2025年2月期	31	2,294,533	2	111,808	2	446,929	35	2,853,272
中部地区	2024年2月期	28	1,832,153	-	-	-	-	28	1,832,153
	2025年2月期	28	1,819,675	-	-	-	-	28	1,819,675
近畿地区	2024年2月期	17	1,104,770	2	172,236	-	-	19	1,277,006
	2025年2月期	16	1,060,083	1	192,420	-	-	17	1,252,503
中国地区	2024年2月期	2	155,707	-	-	-	-	2	155,707
	2025年2月期	2	160,610	-	-	-	-	2	160,610
四国地区	2024年2月期	2	110,885	-	-	-	-	2	110,885
	2025年2月期	2	88,959	-	-	-	-	2	88,959
九州地区	2024年2月期	9	591,436	-	-	-	-	9	591,436
	2025年2月期	9	558,057	-	-	-	-	9	558,057
合計	2024年2月期	113	7,661,456	3	274,260	4	605,761	120	8,541,478
	2025年2月期	108	7,278,452	3	304,229	3	607,581	114	8,190,263

(注) 1 . 上記売上高は損益計算書記載の売上高からクレジットカード会員獲得に伴う手数料収入、衣料品の修理・加工に伴う収入等を除外した店舗売上高であります。

2 . 店舗数は期末現在のものであります。

3 . 出店形態

ショッピングセンター(S C)等.....ショッピングセンターあるいはファッションビル等にテナントとして出店しているものであります。

駅ビル.....八重洲地下街㈱等の経営するステーションビルにテナントとして出店しているものであります。

路面店.....商店街等に独立店舗として出店しているものであります。

e. 単位当たりの売上実績

項目		第75期 (2023年3月1日 ～2024年2月29日)	第76期 (2024年3月1日 ～2025年2月28日)
売上高(千円)		10,026,675	9,650,127
1㎡当たり売上高	売場面積(月平均)(㎡)	29,225.6	27,497.9
	1㎡当たり期間売上高(千円)	343	350
1人当たり売上高	従業員数(月平均)(人)	490	452
	1人当たり期間売上高(千円)	20,462	21,295

(注) 売場面積は、期中平均により算出しており「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」に基づく面積であります。又、売場面積及び売上高には、当社が他社に転貸しているものは含んでおりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、
第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産の部)

資産の部は、前事業年度末に対して8千1百万円増加し、56億9千1百万円となりました。主な要因は、流動資産で現金及び預金が2億4千8百万円、商品が3千2百万円、投資その他の資産で投資有価証券が6億5千5百万円それぞれ増加し、流動資産で売掛金が9千万円、前払費用が6百万円、固定資産で有形固定資産が1千8百万円、無形固定資産が2千4百万円、投資その他の資産で関係会社株式が6億3千5百万円、敷金が7千8百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(負債の部)

負債の部は、前事業年度末に対して29億1千万円減少し、46億1千5百万円となりました。主な要因は、流動負債で未払消費税等が4千6百万円、前受金が3千1百万円、固定負債で長期借入金が9億9千4百万円それぞれ増加し、流動負債で支払手形及び買掛金・電子記録債務が5億8千3百万円、短期借入金が28億7千3百万円、一年内返済予定長期借入金が1億2千1百万円、リース債務が4千万円、未払金が8千5百万円、未払費用が1千7百万円、変動報酬引当金が4千5百万円、固定負債で繰延税金負債が1億8千7百万円、資産除去債務が3千2百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(純資産の部)

純資産の部は、前事業年度末に対して29億9千1百万円増加し、10億7千5百万円となりました。主な要因は、株主資本で利益剰余金が54億3千7百万円、評価・換算差額等でその他有価証券評価差額金が1千2百万円、新株予約権が1千万円それぞれ増加し、株主資本で資本剰余金が24億6千8百万円減少したこと等によるものであります。

2) 経営成績

(売上高)

売上高は、前期に比べ、3億7千6百万円減少し、96億5千万円となりました。

(売上総利益)

売上総利益は、前期に比べ、2億7千2百万円減少し、58億8千3百万円となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前期に比べ、5億1千7百万円減少し、56億7千9百万円となりました。

(営業利益)

営業利益は、2億3百万円となりました。(前期は4千万円の損失)

(経常利益)

経常利益は、3億5千5百万円となりました。(前期は5千2百万円)

(当期純利益)

当期純利益は、19億6千8百万円となりました。(前期は1億2百万円の損失)

3) キャッシュ・フローの状況

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入の他、販売費及び一般管理費の営業費用であります。

設備投資需要のうち主なものは、改装およびシステム関連投資等であります。

これらの資金需要につきましては、自己資金で賄うことを基本としておりますが、必要に応じて銀行借入により資金調達を行うこととしております。

なお、当事業年度末現在における借入金及びリース債務等を含む有利子負債残高は、19億9千1百万円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、13億7千8百万円となっております。

d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5【経営上の重要な契約等】

経営上の重要な契約

（事業提携契約）

当社は、2024年1月25日の取締役会の決議において、グロースパートナーズ株式会社（以下「G P」といいます。）との間で、下記のとおり事業提携契約を締結いたしました。概要については次のとおりであります。

1．事業提携の理由

当社は、2024年1月25日の株式会社地域経済活性化支援機構による当社への再生支援決定を受け、第三者割当増資を伴う再生計画の確実な実現に向け、G Pのもつ業績向上に向けた各種プロジェクトの企画・運営に関するノウハウ（成長戦略の策定、ウェブ・マーケティング、オペレーションの改善、D X支援等）の提供を受け、業績向上のための諸施策の検討と着実な実行をG Pと共同で積極的に進めることを目的といたします。

2．事業提携の内容

G Pからは、以下の各事項を含む支援を受けております。

- （1）成長戦略策定
- （2）ウェブ・マーケティング
- （3）価格戦略（プライシング）
- （4）オペレーション改善
- （5）D X支援
- （6）その他当社及びG Pが別途合意する業務

（債権者間協定）

当社は、2024年1月25日開催の取締役会において、株式会社みずほ銀行及びグロースパートナーズ株式会社（以下「G P」といいます。）と連名にて、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」といいます。）に対して、事業再生計画（以下「本事業再生計画」といいます。）を提出して再生支援の申込みを行い、同日、機構より再生支援決定の通知を受け、機構の再生支援手続きの中で、当社の企業価値の最大化を図って参りました。そのような中で、2024年3月28日までに、当社に対して金融債権を有する取引金融機関等の全てから、約15億円の債権放棄及び約5億円の債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（DES））等の金融支援を含む本事業再生計画に同意する旨の回答がなされ、2024年3月28日付で、株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項に定める買取決定等を頂きました。なお、機構の再生支援手続きの中での取引金融機関等による金融支援の実行は、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること、2024年3月25日付当社臨時株主総会において承認済みのA種種類株式及びB種種類株式の発行に関する規定の新設等に係る定款の一部変更の効力が発生していることを条件とされておりました。

2024年5月23日付けで、第三者割当によるA種種類株式及び新株予約権発行に係る払込みが完了するとともに、同日付で債権者間協定を締結し、全ての取引金融機関等による債権放棄及び債務の株式化等の金融支援が実行されました。

（シンジケーション形式のコミットメントライン契約）

当社が金融機関と締結しているシンジケーション形式によるコミットメントライン契約（前事業年度末における借入残高11億5千万円）には、2022年2月期決算以降各年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持する旨の財務制限条項が付されております。

前事業年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、株式会社地域経済活性化支援機構より金融機関に対して回収等停止要請を行い応諾を得ております。

なお、本契約につきましては、2024年3月28日付にて、各参加金融機関によるリファイナンス（借換）により全額弁済のうえ解消しております。

当該契約の概要は次のとおりです。

- | | |
|------------------|--|
| （1）組成金額 | 11億5千万円 |
| （2）契約締結日 | 2021年6月4日 |
| （3）コミットメント期限 | 2024年3月28日 |
| （4）アレンジャー兼エージェント | 株式会社みずほ銀行 |
| （5）参加金融機関 | 株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社横浜銀行 |
| （6）適用利率 | 全銀協TIBOR + 2.70% |
| （7）担保・保証 | 無担保・無保証 |
| （8）財務制限条項等 | 2022年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。なお、前事業年度末における判定は、免除いただくことについて金融機関から承諾を得ております。 |

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

設備については、2店舗の改装を行いました。IT投資等含めて当期設備投資額は105,579千円であります。
なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

事業所別設備状況

2025年2月28日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は次のとおりであります。

区分 地域	土地		建物				機械及び 装置 (千円)	器具及び 備品 (千円)	リース 資産 (千円)	計 (千円)	従業 員数 (人)
	面積 (㎡)	簿価 (千円)	売場面積 (㎡)	事務所 その他 (㎡)	合計 (㎡)	簿価 (千円)					
イ) 本社及び その他 本社 (東京都 板橋区) 物流センター (愛知県名古屋 市港区)	-	-	-	(834.9)	(834.9)	4,083	-	4,325	-	8,409	68
	-	-	-	(5,777.8)	(5,777.8)	242	2,332	96	-	2,671	-
本社及び その他計	-	-	-	(6,612.7)	(6,612.7)	4,326	2,332	4,421	-	11,080	68
ロ) 店舗 北海道	-	-	(1,448.7)	-	(1,448.7)	7,822	-	586	-	8,408	14
北海道地区計	-	-	(1,448.7)	-	(1,448.7)	7,822	-	586	-	8,408	14
青森県	-	-	(389.4)	-	(389.4)	669	-	519	-	1,188	5
岩手県	-	-	(399.3)	-	(399.3)	1,673	-	93	-	1,766	4
宮城県	-	-	(1,755.6)	-	(1,755.6)	2,294	-	0	-	2,294	10
秋田県	-	-	(194.7)	-	(194.7)	818	-	0	-	818	1
山形県	-	-	(184.8}	-	(184.8)	1,090	-	54	-	1,145	2
福島県	-	-	(389.4)	-	(389.4)	5,181	-	358	-	5,540	2
東北地区計	-	-	(3,313.2)	-	(3,313.2)	11,727	-	1,025	-	12,753	24
茨城県	-	-	(686.4)	-	(686.4)	2,696	-	51	-	2,747	6
栃木県	-	-	(640.2)	-	(640.2)	1,885	-	31	-	1,917	4
群馬県	-	-	(181.5)	-	(181.5)	0	-	0	-	0	1
埼玉県	-	-	(1,428.9)	-	(1,428.9)	658	587	106	-	1,352	13
千葉県	-	-	(1,963.5)	-	(1,963.5)	14,010	-	2,260	-	16,270	10
東京都	-	-	(1,920.6)	-	(1,920.6)	6,750	-	720	-	7,470	21
神奈川県	-	-	(1,062.6)	-	(1,062.6)	6,087	-	362	-	6,450	10
関東地区計	-	-	(7,883.7)	-	(7,883.7)	32,089	587	3,532	-	36,208	65

区分 地域	土地		建物				機械及び 装置 (千円)	器具及び 備品 (千円)	リース 資産 (千円)	計 (千円)	従業員数 (人)
	面積 (㎡)	簿価 (千円)	売場面積 (㎡)	事務所 その他 (㎡)	合計 (㎡)	簿価 (千円)					
新潟県	-	-	(620.4)	-	(620.4)	1,676	-	0	-	1,676	5
富山県	-	-	(514.8)	-	(514.8)	0	-	0	-	0	3
石川県	-	-	(303.6)	-	(303.6)	1,399	-	0	-	1,399	2
福井県	-	-	(316.8)	-	(316.8)	1,448	-	15	-	1,463	3
山梨県	-	-	(630.3)	-	(630.3)	0	-	0	-	0	3
長野県	-	-	(250.8)	-	(250.8)	0	-	0	-	0	1
岐阜県	-	-	(633.6)	-	(633.6)	1,235	-	0	-	1,235	5
静岡県	-	-	(910.8)	-	(910.8)	1,648	-	73	-	1,721	6
愛知県	-	-	(1,696.2)	-	(1,696.2)	7,030	-	1,559	-	8,590	17
三重県	-	-	(653.4)	-	(653.4)	922	-	62	-	984	5
中部地区計	-	-	(6,530.7)	-	(6,530.7)	15,361	-	1,711	-	17,073	50
滋賀県	-	-	(198.0)	-	(198.0)	8,580	-	2,927	-	11,507	1
京都府	-	-	(584.1)	-	(584.1)	394	-	15	-	410	5
奈良県	-	-	(396.0)	-	(396.0)	4,988	-	1,836	-	6,825	4
大阪府	-	-	(2,369.4)	-	(2,369.4)	2,493	-	37	-	2,530	12
和歌山県	-	-	(227.7)	-	(227.7)	0	-	0	-	0	2
兵庫県	-	-	(960.3)	-	(960.3)	2,856	-	0	-	2,856	7
近畿地区計	-	-	(4,735.5)	-	(4,735.5)	19,313	-	4,817	-	24,131	31
岡山県	-	-	(194.7)	-	(194.7)	308	-	25	-	334	3
鳥取県	-	-	(181.5)	-	(181.5)	0	-	0	-	0	2
中国地区計	-	-	(376.2)	-	(376.2)	308	-	25	-	334	5
香川県	-	-	(174.9)	-	(174.9)	0	-	0	-	0	1
愛媛県	-	-	(194.7)	-	(194.7)	0	-	0	-	0	1
四国地区計	-	-	(369.6)	-	(369.6)	0	-	0	-	0	2
福岡県	-	-	(1,254.0)	-	(1,254.0)	7,953	-	712	-	8,665	13
佐賀県	-	-	(168.3)	-	(168.3)	1,473	-	104	-	1,578	2
熊本県	-	-	(171.6)	-	(171.6)	3,663	-	1,409	-	5,072	1
宮崎県	-	-	(125.4)	-	(125.4)	0	-	0	-	0	1
九州地区計	-	-	(1,719.3)	-	(1,719.3)	13,090	-	2,226	-	15,316	17
店舗計	-	-	(26,376.9)	-	(26,376.9)	99,712	587	13,925	-	114,226	208
営業用設備計	-	-	(26,376.9)	(6,612.7)	(32,989.6)	104,039	2,920	18,347	-	125,306	276
遊休不動産	7,174.0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-
賃貸不動産	-	-	-	(5,296.5)	(5,296.5)	0	-	0	-	0	-
その他設備合計	7,174.0	0	-	(5,296.5)	(5,296.5)	0	-	0	-	0	-
総合計	7,174.0	0	(26,376.9)	(11,909.2)	(38,286.1)	104,039	2,920	18,347	-	125,306	276

- (注) 1. 面積欄の()は連結会社以外の者からの賃借物件であり、年間の賃借料は1,465,545千円であります。
2. 転貸店舗の主な転貸先は㈱ゲオホールディングスであります。
3. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
4. 従業員数の中には、パートタイマーは含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

2025年2月28日現在において計画中の主なものは次のとおりであります。

(1) 設備の新設及び改装

事業所名	所在地	増加売 場面積 (㎡)	必要性	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	今後の所 要資金 (千円)	契約・着工 予定年月	開店・改装 予定年月
第77期開店・改装予定店舗	-	-	-	91,000	-	91,000	-	-
第77期IT投資予定	-	-	-	185,000	-	185,000	-	-
合計	-	-	-	276,000	-	276,000	-	-

- (注) 1. 予算金額、今後の所要資金には差入保証金、敷金を含んでおります。
2. 今後の所要資金276,000千円は、自己資金により賄う予定であります。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の除却

経常的な退店による設備の除却を除き、重要な設備の除却の予定はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	97,800,000
A種種類株式	16,500,000
B種種類株式	500,000
計	97,800,000

(注) 2024年3月25日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更が行われ、同日より、発行可能株式総数にはA種種類株式16,500,000株及びB種種類株式500,000株の発行が可能となっております。なお、合計では114,800,000株となりますが、発行可能株式総数は97,800,000株とする旨を定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2025年5月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,470,822	24,470,822	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株(注)2
A種種類株式	16,222,700	16,222,700	非上場	単元株式数 100株(注)3
B種種類株式	499,997	499,997	非上場	単元株式数 1株(注)4
計	41,193,519	41,193,519	-	-

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2025年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式であります。

3. A種種類株式の内容は、以下のとおりです。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、30.82円(以下「払込金額相当額」という。)に、年率3.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本（4）に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記（2）に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記（2）但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本（4）に従い累積した金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 残余財産の分配

（1）残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額にA種累積未払配当金相当額及び下記（3）に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本（1）においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（2）非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記（1）のほか、残余財産の分配は行わない。

（3）日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.（2）に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。

3. 議決権

（1）A種種類株主は、株主総会において議決権を有する。

（2）上記（1）にかかわらず、A種種類株主は、払込期日の6年後の応当日以降、株主総会において議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

（1）金銭対価取得請求権

A種種類株主はA種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

（2）A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における（i）A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、（ii）A種累積未払配当金相当額及び（iii）A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.（1）及び2.（3）に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（3）金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、払込期日の2年後の応当日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額は、当初15.3円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降にこれを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後取得価額} &= \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}} \end{aligned}$$

当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込

期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本 において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本 において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、当会社はA種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本5.に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当会社の新株予約権の発行については適用されないものとする。
- (5) 普通株式対価取得請求の効力発生普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (6) 普通株式の交付方法当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。
6. 金銭を対価とする取得条項
- 当会社は、払込期日の6年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値を金銭対価償還日における上記5.(3)及び5.(4)で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額(但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額とする。)、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。
7. 譲渡制限
- A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。
8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
- (1) 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
4. B種種類株式の内容は、以下のとおりです。
1. 剰余金の配当
- (1) B種優先配当金
- 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。)に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりB種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。)を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額
B種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) B種累積未払配当金相当額及び(iii) B種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求の効力発生
金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、給付期日の2年後の応当日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) B種累積未払配当金相当額及び(iii) B種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初64円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降にこれを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\begin{aligned} &(\text{発行済普通株式} \\ &\text{数} - \text{当会社が保有} \\ &\text{する普通株式の} \\ &\text{数}) \end{aligned} + \begin{aligned} &\text{新たに発行} \\ &\text{する普通株} \\ &\text{式の数} \end{aligned} \times \begin{aligned} &1 \text{株当たり} \\ &\text{払込金額} \end{aligned}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \\ \text{取得価額} &= \text{取得価額} \times \frac{\begin{aligned} &(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) \\ &+ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{aligned}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{aligned}$$

当会社を取得をさせることにより又は当会社を取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行

又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本5.に定める取得価額の調整は、B種種類株式と同日付で発行される当会社の新株予約権の発行については適用されないものとする。
- (5) 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (6) 普通株式の交付方法
当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。
6. 金銭を対価とする取得条項
当会社は、給付期日の6年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i) 当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.（1）及び2.（3）に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- B種種類株式の一部を取得する場合において、B種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。
7. 譲渡制限
B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。
8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
(1) 当会社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
(2) 当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
(3) 当会社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
9. B種種類株式499,997株は、現物出資（債務の株式化 499,997千円）によって発行されたものであります。
10. 種類株式の発行
当社は、種類株式発行会社であって、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、株主総会において議決権を有する普通株式及びA種種類株式は、単元株式数を100株としているが、B種種類株式については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないため、単元株式数を1株としている。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権

決議年月日	2024年10月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役を除く）1名
新株予約権の数（個）	3,968
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 396,800 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額 126 （注）2、3
新株予約権の行使期間	自 2026年10月30日 至 2030年10月29日 （注）4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100株につき12,639 資本組入額 100株につき6,319.5（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度末日（2025年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式396,800株（本新株予約権 1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。
- (2) 当社が第3項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第3項第(2)号、第(3)号、第(5)号及び第(6)号並びに第(8)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第3項第(2)号(ホ)及び第(6)号(二)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、新株予約権1個当たりの発行価額は39円とする。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、対象者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

2．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初126円とする。なお、行使価額は第3項に定める調整を受ける。

3．行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{1 + \frac{\text{新規発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数}}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)時価（本項第(4)号(ロ)に定義される。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）

（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

(ロ)普通株式の分割する場合

調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ)時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ニ)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ)上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)(イ)当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1\text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ)「特別配当」とは、2029年5月23日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

(ハ)特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第456条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(4)その他

(イ)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ)行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日）に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ハ)行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当

該行使価額の調整前に本項第(2)号、第(3)号又は第(8)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(2)号(ホ)の場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

- (二)行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (5)当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(6)(ロ)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(6)号(ハ)の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株あたりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(6)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。
- (6)本項第(5)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ)当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (ロ)当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (ハ)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (二)本号(イ)及び(ロ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(イ)及び(ロ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本項第(2)号(ホ)に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (7)本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。
- (8)本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ)株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき
- (ロ)その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9)本項第(1)号乃至第(8)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2026年10月30日から2030年10月29日(但し、第6項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但

し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

5. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、発行会社の2025年2月期から2029年2月期までの事業年度の財務諸表における経常利益について、4四半期累計で以下の表1に記載された経常利益金額が1回以上達成された場合、割り当てられた本新株予約権個数に表1の係数を乗じた数を限度として権利行使することが可能となる。なお、係数を乗じた数に100株未満の端数が生じる場合には、100株未満を切り捨て処理するものとする。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

表1

4 四半期累計経常利益金額	係数
500百万円未満	0
500百万円以上750百万円未満	1 / 3
750百万円以上1,000百万円未満	2 / 3
1,000百万円以上	1

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役または従業員、または当社関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 組織再編行為時における本新株予約権の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行したその他の新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2024年1月25日
新株予約権の数(個)	322,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 32,200,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 15.3円 (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2025年5月23日 至2029年5月23日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100株につき1,561 資本組入額 100株につき780.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式32,200,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。)に応じて調整される。
- (2) 当社が3. 行使価額の調整の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、3. 行使価額の調整に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る3. 行使価額の調整 第(2)号、第(3)号、第(5)号及び第(6)号並びに第(8)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、3. 行使価額の調整 第(2)号(ホ)及び第(6)号(ニ)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初15.3円とする。なお、行使価額は3. 行使価額の調整に定める調整を受ける。
3. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額 調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ) 時価(本項第(4)号(ロ)に定義される。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の

取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 普通株式の分割する場合

調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(二) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。(ホ) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)

(イ) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 「特別配当」とは、2029年5月23日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

(ハ) 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第456条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(4) その他

(イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日)に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号、第(3)号又は第(8)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(2)号(ホ)の場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(二) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(5) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(6)(ロ)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(6)号(ハ)の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株あたりの対価

(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(6)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。

(6)本項第(5)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ)当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ハ)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価格は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ニ)本号(イ)及び(ロ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(イ)及び(ロ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本項第(2)号(ホ)に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

(7)本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。

(8)本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

(イ)株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ)その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ)行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(9)本項第(1)号乃至第(8)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2025年5月23日から2029年5月23日(但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

(1)当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)

(2)振替機関が必要であると認めた日

(3)組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年7月1日 (注) 1	-	普通株式 24,470,822	1,900,000	100,000	-	-
2024年5月23日 (注) 2	A種種類株式 16,222,700 B種種類株式 499,997	普通株式 24,470,822 A種種類株式 16,222,700 B種種類株式 499,997	499,990	599,990	499,990	499,990
2024年5月23日 (注) 3	-	普通株式 24,470,822 A種種類株式 16,222,700 B種種類株式 499,997	499,990	100,000	499,990	-

- (注) 1. 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。
2. 2024年3月25日開催の臨時株主総会にてA種種類株式及びB種種類株式の発行が決議され、2024年5月23日に第三者割当の方法により発行しております。当該種類株式の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ499,990千円増加しております。

第三者割当

株式の種類 A種種類株式

発行価格 30.82円

資本組入額 15.41円

割当先 GP上場企業出資投資事業有限責任組合 7,902,700株
GPパイアウトP投資事業有限責任組合 8,320,000株

第三者割当

株式の種類 B種種類株式

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

割当先 株式会社みずほ銀行 138,184株
株式会社商工組合中央金庫 154,538株
三井住友信託銀行株式会社 103,638株
オリックス株式会社 55,273株
城ヶ島合同会社 48,364株

なお、B種種類株式の増加は、債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)による第三者割当増資に伴うものであります。

3. 2024年1月25日開催の取締役会決議により、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、2024年5月23日を効力発生日として、A種種類株式第三者割当及びB種種類株式第三者割当後の資本金を499,990千円、資本準備金を499,990千円減少させ、その金額をその他資本剰余金に振り替えております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2025年2月28日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	15	98	24	28	7,899	8,065	-
所有株式数（単元）	-	5	2,579	111,874	5,515	443	123,977	244,393	31,522
所有株式数の割合（％）	-	0.00	1.05	45.78	2.26	0.18	50.73	100.00	-

（注）自己株式105,801株は「個人その他」に105,800単元及び「単元未満株式の状況」に1株含めて記載しております。

A種種類株式

2025年2月28日現在

2020年12月31日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	2	2	-
所有株式数（単元）	-	-	-	-	-	-	162,227	162,227	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	-

B種種類株式

2025年2月28日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	2	-	2	-	-	-	4	-
所有株式数（単元）	-	292,722	-	207,275	-	-	-	499,997	-
所有株式数の割合（％）	-	58.54	-	41.46	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

普通株式

2025年 2 月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 - 1	80,980	33.23
株式会社エムツウ	東京都港区西麻布 4 丁目 1 7 - 4	25,000	10.26
タカキュー取引先持株会	東京都板橋区板橋 3 丁目 9 - 7	2,525	1.03
一般財団法人高久国際奨学財団	東京都港区西麻布 4 丁目 1 7 - 4	2,500	1.02
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿 6 丁目 2 7 番 3 0)	2,223	0.91
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 1 丁目 1 3 - 1	2,138	0.87
木下 雅己	奈良県橿原市	1,900	0.77
高久 眞佐子	東京都港区	1,655	0.67
岡田 卓也	東京都大田区	1,483	0.60
船津 光司	埼玉県富士見市	1,298	0.53
計	-	121,702	49.95

(注) 2024年 1 月25日付の臨時報告書 (主要株主の異動) にてお知らせしましたとおり、前事業年度末において主要株主であった株式会社エムツウは、当事業年度中に主要株主ではなくなりました。

A 種種類株式

2025年 2 月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
GPバイアウトP投資事業有限責任組合	東京都目黒区自由が丘 2 - 16 - 12 R J 3	83,200	51.29
GP上場企業出資投資事業有限責任組合	東京都目黒区自由が丘 2 - 16 - 12 R J 3	79,027	48.71
計	-	162,227	100.00

(注) 1 . 上記、A 種種類株式は議決権を有しております。なお、A 種種類株式の内容については、「 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2 . 2024年 1 月25日付の臨時報告書 (主要株主の異動) にてお知らせしましたとおり、当事業年度中に主要株主となっております。

B種種類株式

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号	1,589	31.78
株式会社 商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲2丁目10番17号	1,545	30.91
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,381	27.64
城ヶ島合同会社	東京都港区麻布台1丁目3番1号麻布台ヒ ルズ森JPタワー	483	9.67
計	-	4,999	100.00

(注) 上記、B種種類株式は議決権を有していません。なお、B種種類株式の内容については、「1 株式等の状況
(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

所有議決権数別

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決の 割合 (%)
GPバイアウトP投資事業有限責任組合	東京都目黒区自由が丘2-16-12 RJ3	83,200	20.51
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1	80,980	19.96
GP上場企業出資投資事業有限責任組合	東京都目黒区自由が丘2-16-12 RJ3	79,027	19.48
株式会社エムツウ	東京都港区西麻布4丁目17-4	25,000	6.16
タカキュー取引先持株会	東京都板橋区板橋3丁目9-7	2,525	0.62
一般財団法人高久国際奨学財団	東京都港区西麻布4丁目17-4	2,500	0.61
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6丁目27番30)	2,223	0.54
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1	2,138	0.52
木下 雅己	奈良県橿原市	1,900	0.46
高久 眞佐子	東京都港区	1,655	0.40
計	-	281,148	69.31

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種種類株式 499,997	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 105,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,333,500	243,335	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	A種種類株式 16,222,700	162,227	(注)
単元未満株式	普通株式 31,522	-	-
発行済株式総数	41,193,519	-	-
総株主の議決権	-	405,562	-

(注)「A種種類株式」の内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式(注)3」に記載の通りです。

【自己株式等】

2025年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タカキュー	東京都板橋区 板橋3丁目9番7号	105,800	-	105,800	0.26
計	-	105,800	-	105,800	0.26

(注)上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も、普通株式について計算しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	106	11
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	105,801	-	105,801	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2025年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、2025年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、経営基盤強化のための内部留保の確保と将来の事業拡大のための投資とのバランスを総合的に判断し、適正で安定的な配当を行うことを基本的な方針といたしております。

当社の普通株式につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができ、会社法第454条第5項の規定に基づいて取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を当社定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、前事業年度まで継続して営業損失を計上してきたことから、まずは健全な財務体質への回復を優先すべきと判断し、誠に遺憾ではございますが、普通株式につきましては無配とさせていただきます。

なお、A種種類株式及びB種種類株式につきましては、定款及び種類株式の発行要項に定めた所定の計算による優先配当を実施いたします。

2025年5月23日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月23日 定時株主総会	A種種類株式	利益剰余金	11,355,890	0円70銭	2025年 2月28日	2025年 5月26日
	B種種類株式	利益剰余金	3,849,974	7円70銭	2025年 2月28日	2025年 5月26日

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2024年5月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社は、企業価値の増大と、持続的な成長を目指すため、株主その他のステークホルダー（従業員、消費者、取引先、地域社会等）に対する責任を誠実に果たすことが必要であると考えております。また、その実現のためには、内部統制システム及びリスク管理体制の徹底を図ること、株主、投資家への正確かつ迅速なディスクロージャーに努め、透明で質の高い経営の実現に取り組むことが重要であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は取締役会の業務執行に対する監督機能の強化や、意思決定の迅速化・効率化等を目的として、監査等委員会設置会社を採用し、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。更に、取締役の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスの透明化ならびに客観化に向けては、指名・報酬諮問委員会の設置など、一層のコーポレートガバナンス体制の強化に努めております。加えて、執行と監督の役割の明確化及び業務執行機能の強化を目的とした執行役員制度を導入しております。

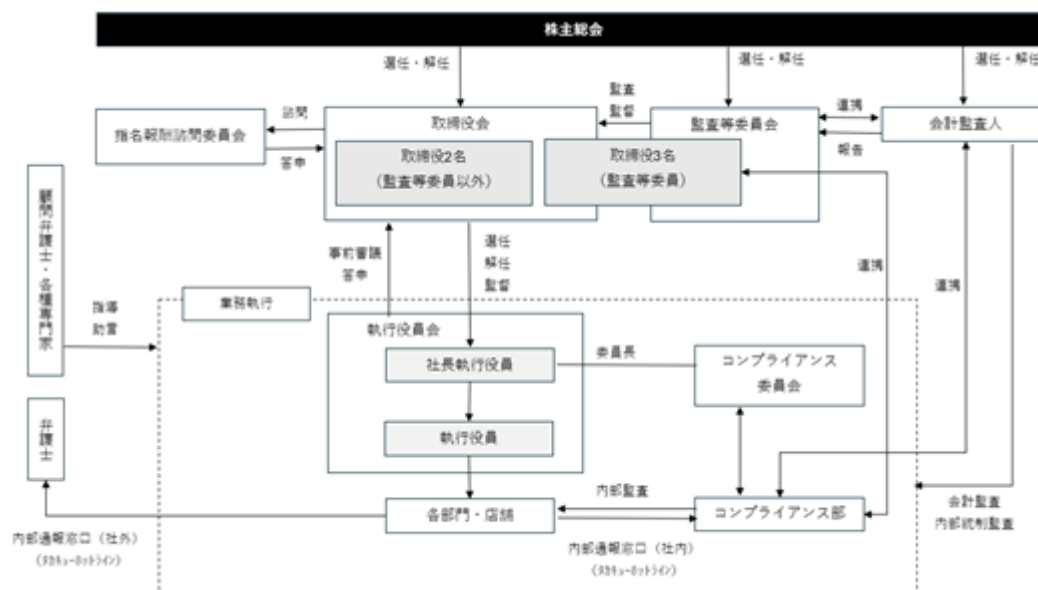
取締役会は社内取締役2名（伊藤健治、林宏夫）及び社外取締役3名（岸本雄介、古川徳厚、河手優美）で構成され、議長は代表取締役である伊藤健治であります。毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また重要執行方針を協議する会議体として、取締役に加えて執行役員等も出席する執行役員会を原則月1回開催しております。

監査等委員会は監査等委員である社外取締役3名（岸本雄介、古川徳厚、河手優美）で構成され、委員長は独立社外取締役の岸本雄介であります。監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、業務分担等に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べるなど、取締役の職務執行が適正かどうかの監査を行っております。また内部監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上に努めております。また、監査等委員会の職務を補助するため、コンプライアンス部に事務局を設置しております。

指名・報酬諮問委員会は社外取締役2名と代表取締役で構成されております。取締役の選任・解任方針、取締役の報酬その他取締役会から諮問を受けた事項について、審議を行い取締役会へ答申することにより、その評価・決定プロセスの透明化並びに客観化によって、統治機能の更なる強化を図っております。

コンプライアンス委員会はコンプライアンス部を事務局として代表取締役、当社の顧問弁護士等で構成され、委員長は代表取締役であります。独占禁止法や下請法等の法令遵守、公正・透明・適正な取引の整備、不正の抑制及び労働問題等の把握に努め、重要な問題を審議し、結果を取締役会に報告することとしております。また意識向上のため、コンプライアンスハンドブックを作成し、全従業員に配付しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。



当社取締役会の構成員及び執行役員については、後記「(2) 役員の状況」のとおりであり、指名・報酬諮問委員会の委員は、社外取締役古川徳厚、社外取締役岸本雄介、及び代表取締役伊藤健治となります。

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、迅速な意思決定によるスピード経営、事業規模及びこれらに対する監査機能の適正性等を総合的に判断し、監査等委員会設置会社を採用し、取締役会及び監査等委員会により業務執行の監督及び監査を行っております。取締役会は社内取締役2名及び社外取締役3名で構成され、社外取締役により会社運営上の重要事項について幅広い見識や知見を取り入れることができる体制となっています。また独立役員の選任により、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で適切な判断が行われる体制も整っております。なお、取締役の指名・報酬に関する評価・決定プロセスについて、一層の透明化と客観化が重要であると判断し、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置しております。

企業統治に関するその他の事項

a．内部統制システムの整備の状況

内部統制システムは、業務の適法性と効率性を確保するための経営管理システムであり、インフラと管理手続きの整備をし、総合的に機能することが必要と考えます。また内部統制のシステム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る諸規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス部において、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人教育等を行う。

これらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等において、使用人が情報提供を行う手段として、内部通報制度を活用する。

更に、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、また不当な要求は断固として拒絶する。

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下文書等という。)に記録保存する。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失の危険(財務、法務、環境、災害等のリスク)に関しそれぞれ担当する部署にて規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は経営企画部が行うものとする。

新たに発生したリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役、執行役員を定める。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行い経営体制の強化を図るため、執行役員制度を導入する。

取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。取締役は、その目標達成のための各部門の具体的目標及び会社の権限・意思決定ルールに基づく効率的な施策を定める。

取締役会は、取締役から、その目標及び施策の進捗状況を報告させ、改善を促すことで全社的な業務の効率化を図るものとする。

- ・当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の事業に関して、責任を負う取締役、執行役員を任命し、法令遵守、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与、本社経営企画部はこれらを横断的に推進し管理する。

子会社の内部監査は、当社コンプライアンス部及び関連部署が計画的に実施する。

子会社は、当社の定める「関係会社管理規程」に基づき、経営・財務の状況を定期的に当社に報告するとともに、経営上重要な事項については、当社への事前協議を行う。

- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の運営や監査業務などの監査等委員会の職務の補助を行うため、コンプライアンス部内に監査等委員会事務局を置く。

監査等委員会は、監査等委員会事務局所属の使用人(以下、「補助使用人」という。)に必要な事項を命令

することができるものとし、補助使用人は、かかる命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の指揮命令は受けないものとする。

尚、補助使用人の人事異動・人事評価については、監査等委員会の同意の下に行う。

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監

査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員その他の使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を、速やかに報告する。

監査等委員会は必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員その他の使用に対して報告を求めることができる。

尚、報告者が監査等委員会に当該報告したこと等を理由として不利益な取扱いをしないこととする。

・監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、毎年策定する監査計画に従い、監査等委員会監査等基準に基づき監査を行う。

監査等委員会と代表取締役は、定期的に意見交換会を設けるものとする。

監査等委員会は、監査の効率及び実効性を確保するため、コンプライアンス部及び会計監査人から定期的報告を受けるとともに情報・意見交換を行い、緊密な連携を図る。また、専門性の高い法務・会計事項については、その専門家に相談できる機会を保障されるものとする。

尚、監査等委員及び補助者使用人の職務の執行について生ずる費用又は債務は、会社が負担するものとする。

b．リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制については、顧問弁護士ならびに各種専門家から、法務、税務等に関する指導、助言をいただける体制を整えております。また、内部通報制度（タカキューホットライン）により法令違反等の早期発見と風通しのよい社内風土づくりを行っております。さらに同制度の充実を図るため、通報・相談窓口として経営陣から独立した社外窓口も設置しております。

c．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社の役員を被保険者として保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補填することになっております。ただし、被保険者の犯罪行為や意図的な違法行為に起因する賠償請求は補填対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

e．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、8名以内、監査等委員である取締役は、4名以内とする旨定款に定めております。

f．取締役選任及び解任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

g．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

h．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

i．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

j．種類株式の発行

当社は、種類株式の発行会社であり、普通株式のほか、A種種類株式及びB種種類株式を発行しております。A種種類株式とB種種類株式の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（1）株式の総数等 発行済株式」の記載を参照下さい。

取締役会の活動状況

当社は2024年5月30日開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。本項については移行前を含めた「取締役会の活動状況」について記載しております。

当事業年度において当社は取締役会を16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
伊藤 健治	8	8
林 宏夫	16	16
岸本 雄介	16	16
古川 徳厚	13	13
河手 優美	13	13
大森 尚昭	9	9
小泉 勝裕	3	3
矢巻 眞	3	3
岡村 文彦	3	3
西田 宜正	3	3
小椋 徳久	3	3
大井 順三	3	3

(注)小泉 勝裕氏、矢巻 眞氏、岡村 文彦氏、西田 宜正氏、大井 順三氏は、2024年5月30日開催の第75回定時株主総会において退任しております。また、大森 尚昭氏は2024年9月17日開催の取締役会において辞任により退任しております。

取締役会における具体的な検討内容として、重要事項についての意思決定、経営方針及び業務執行方針の決定を行い、自由闊達な意見交換による実効的な運営に努めております。取締役会は原則として毎月1回開催しております。

2025年2月28日時点における取締役会の構成員は、伊藤 健治（議長・代表取締役社長執行役員）、林 宏夫（常務執行役員）、岸本 雄介（社外取締役・監査等委員）、古川 徳厚（社外取締役・監査等委員）、河手 優美（社外取締役・監査等委員）の計5名であります。

上記取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が3回ありました。

コンプライアンス委員会の活動状況

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長執行役員、取締役常務執行役員、経営企画部長、人事総務部長、コンプライアンス部長で構成され、独占禁止法や下請法等の法令遵守、公正・透明・適正な取引の整備、不正の抑制及び労働問題等の把握に努め、重要な問題を審議し、結果を取締役に報告することとしております。

(2) 【役員の状況】

2025年5月22日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性 4名 女性 1名 （役員のうち女性の比率 20%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （百株）
代表取締役 社長執行役員兼 事業本部長	伊藤 健治	1966年9月6日生	1987年4月 株式会社ファイブフォックス入社 1997年4月 同社「KENJIITO COMME CA COLLECTION」立ち 上げ 2003年3月 同社メンズグループ「COMME CA DU MODE MEN」MD・企画デザイン管掌 2007年4月 同社メンズグループ統括部長 メンズブラン ド6ブランド管掌 2016年3月 同社取締役本部長 2020年11月 同社取締役副社長 2022年7月 同社退社 2022年11月 株式会社ジャパンプルー入社 2023年11月 同社退社 2024年5月 当社入社 2024年8月 当社商品本部長 2024年9月 当社代表取締役社長執行役員兼事業本部長 （現任）	(注) 3	-
取締役 常務執行役員 管理本部長	林 宏夫	1960年3月23日生	1982年4月 当社入社 1994年5月 業務企画部長 1998年3月 システム部長 2000年5月 経営企画部長 2004年2月 管理本部人事部長 2006年2月 営商本部商品管理部長 2009年2月 管理本部人事総務部長 2010年5月 取締役 2013年2月 取締役第二事業部長 2015年2月 取締役店舗開発部長 2016年8月 常務取締役営業本部長 2018年5月 常務取締役管理本部長 2024年5月 取締役 常務執行役員 管理本部長（現任）	(注) 3	普通株式 332

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	岸本 雄介	1983年 1 月18日生	2009年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2009年12月 コモンズ総合法律事務所入所 2016年10月 アメリカ ロサンゼルスZuber Lawler & Del Duca法律事務所 2017年 7 月 コモンズ総合法律事務所復職 2020年 1 月 アメリカ ニューヨーク州弁護士登録 2023年 2 月 多摩川精機株式会社監査役（非常勤、現任） 2023年 5 月 当社監査役 2024年 5 月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	古川 徳厚	1981年5月1日生	2007年 4 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イン ク・ジャパン入社 2010年 7 月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組 合（現株式会社アドバンテッジパートナ ーズ）入社 2014年12月 株式会社ビクセラ社外取締役 2018年 1 月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社出 向 取締役 2019年 6 月 株式会社Ｅストアー社外取締役 2019年10月 株式会社ひらまつ社外取締役 2020年 3 月 アークランドサービスホールディングス株式 会社社外取締役 2020年 3 月 日本パワーファスニング株式会社社外取締役 2020年 6 月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社取締 役／パートナー 2022年 9 月 グロースパートナーズ株式会社代表取締役 （現任） 2023年 1 月 株式会社プロレド・パートナーズ社外取締役 （現任） 2023年 2 月 株式会社ＧＲＣＳ社外取締役 2024年 5 月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	河手 優美	1996年7月10日生	2019年 4 月 野村證券株式会社入社 2024年 2 月 グロースパートナーズ株式会社アソシエイト （現任） 2024年 5 月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	-
計					普通株式 332

- （注）１．2024年 5 月30日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
- ２．取締役岸本 雄介、古川 徳厚、河手 優美は、監査等委員である社外取締役であります。
- ３．2024年 5 月30日開催の定時株主総会の終結の時から 1 年間
- ４．2024年 5 月30日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年間
- ５．当社では、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行い経営体制の強化を図るため、2024年 5 月30日より執行役員制度を導入しております。
- 執行役員は 5 名で構成され、うち 2 名は取締役を兼務しており、取締役を兼務しない執行役員は次の 3 名で構成されております。
- 執行役員 財務経理部長 小泉 勝裕
- 執行役員 経営企画部長 矢巻 眞
- 執行役員 店舗開発部長 岡村 文彦
- ６．取締役河手 優美は、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は田中 優美であります。

7. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

役職名	氏名	生年月日	略歴
補欠取締役 (監査等委員)	西村 俊輝	1984年8月9日生	2011年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2011年12月 コモンズ総合法律事務所入所 2018年9月 スペインHernandez Echevarria Abogados法律事務所 2019年3月 パナマMorgan & Morgan法律事務所 2019年7月 コモンズ総合法律事務所復職 2021年12月 コモンズ総合法律事務所退所 2022年2月 株式会社10Xファイナンス&コーポレート本部 コーポレートオペレーションズ部 リーガル 担当(現任)

2025年5月23日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件」及び「補欠の監査等委員である取締役候補者1名選任の件」を上程しており、当該議決が承認可決された場合、上記のとおり現在の取締役2名、監査等委員である取締役3名、補欠の監査等委員である取締役1名がそれぞれ再任、留任となります。なお、当該取締役(監査等委員を除く)、取締役(監査等委員)の任期はそれぞれ2025年5月23日開催の定時株主総会の終結の時から1年間、2024年5月30日開催の定時株主総会の終結の時から2年間となります。

また、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の議案として、「執行役員選任および担当職務の件」を上程しており、当該決裁が承認可決された場合、現在の執行役員である 財務経理部長 小泉勝裕、経営企画部長 矢巻 眞、店舗開発部長 岡村 文彦の他、人事総務部長 山本 毅、商品部長 吉野 和則が新たに選任され、執行役員は7名となります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役3名で選任しており、いずれも監査等委員である取締役であります。

当社においては社外取締役を選任するための独立性に関する特段の基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

岸本雄介氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、2023年5月に当社社外監査役に就任し、弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見を有しており、当社の経営に対して高度かつ専門的な監督を担える人物と判断し、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

古川徳厚氏は、上場企業への豊富な投資実績とハンズオンによる経営支援の実績を有しており、監査等委員である取締役として、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。なお、当社は古川徳厚氏が代表を務めるグロースパートナーズ株式会社と事業提携契約を締結しております。また、古川徳厚氏は、グロースパートナーズ株式会社と共同で、2024年5月23日付で主要株主となったGPパイアウトP投資事業有限責任組合(当社議決権の20.51%を所有)、GP上場企業出資投資事業有限責任組合(同19.49%を所有)の無限責任組合員であるGrowth Partners LLP有限責任事業組合の組合員として両ファンドによる株券等の投資に係る権限を有しています。

河手優美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、金融・資本市場業務の経験を有しており、監査等委員である取締役として、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。当社はグロースパートナーズ株式会社と事業提携契約を締結しておりますが、河手優美氏は同社の業務執行者であります。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

第4「提出会社の状況」4「コーポレート・ガバナンスの状況等」(1)「コーポレート・ガバナンスの概要」「企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は2024年5月30日開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び評価実施部門であるコンプライアンス部等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め監査を行います。また、取締役会等重要な会議への出席や重要な書類の閲覧等を行い、情報収集に努め必要に応じて意見を表明します。さらに会計監査人とも連携し、会計監査人から監査結果等の報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

当事業年度において監査等委員会設置会社に移行した2024年5月30日までに監査役会を4回、その後当事業年度末までに監査等委員会を11回開催しており、個々の監査役及び取締役監査等委員の出席状況については次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
小椋 徳久	監査役会 4回	監査役会 4回
大井 順三	監査役会 4回	監査役会 4回
岸本 雄介	監査役会 4回 監査等委員会 11回	監査役会 4回 監査等委員会 11回
古川 徳厚	監査等委員会 11回	監査等委員会 11回
河手 優美	監査等委員会 11回	監査等委員会 11回

(注) 小椋 徳久氏、大井 順三氏は、2024年5月30日開催の第75回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、退任となりました。また、同株主総会において、岸本 雄介氏は監査等委員である取締役に選任され、就任しております。

監査等委員会における具体的な検討内容は、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備及び運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等です。会計監査人、コンプライアンス部とも連携を図り、内部統制状況などの監査を実施しております。監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しております。

内部監査の状況

内部監査は、代表取締役直轄の独立した組織であるコンプライアンス部が内部監査を行っております。コンプライアンス部では、監査計画を策定して、当社の業務活動が適正・効率的に行われているかを監査しており、定期的に取り締役役会、監査等委員会へ報告すると共に被監査部門に対して業務改善に向けた具体的な助言・勧告を行っております。また、効率的な監査を行うため、監査等委員会、会計監査人とも情報を共有する等、連携強化に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

赤坂有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2023年2月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 荒川 和也

指定有限責任社員 業務執行社員 木村 秀偉

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他7名、計10名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の品質管理の状況、適格性及び独立性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

赤坂有限責任監査法人は、会計専門家として一元的に監査できる人員及び体制を整えており、品質管理体制の整備・実施状況が適切であること、当社からの独立性を有していること、意見表明のための十分な審査体制を構築していることなどから、当社の会計監査人として選定しています。

当社の監査等委員会は、会計監査人の品質管理、適格性及び独立性等を害する事由等の発生により適切な監査の遂行が困難であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査等委員・財務経理部門・コンプライアンス委員会等とのコミュニケーション、監査、不正リスクへの対応等が適切に行われていること等を評価した結果、赤坂有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
30,000	-	30,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針としましては、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査等委員会の同意のもと適切に決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しており、1989年5月25日開催の第40回定時株主総会決議に基づく年額400百万円以内、監査役の報酬等は1989年5月25日開催の第40回定時株主総会決議に基づく年額50百万円以内を限度としております。

なお、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、2024年5月30日開催の第75回定時株主総会決議に基づく年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等は2024年5月30日開催の第75回定時株主総会決議に基づく年額50百万円以内を限度としております。

個々の取締役の報酬額については、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しており、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、2024年5月30日開催の取締役会において改訂の決議を行っております。現時点では金銭による月例の固定報酬のみとし、業績連動報酬や非金銭報酬は支給いたしません。今後業績連動報酬等又は非金銭報酬等が発生する際には改めて決定方針を定めるものといたします。

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、取締役会が任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問し、同委員会からの答申を受けて、また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議結果を受けて、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針、報酬基準表及び第三者による企業経営者の報酬の調査結果、当社の業績、従業員の給与水準を踏まえ、代表取締役社長が決定しております。

なお、取締役会は、定時株主総会後の取締役会決議によって、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定を代表取締役に委任しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法並びに決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の一部改訂、及び、第77期の取締役の個人別の報酬の決定を代表取締役に一任することを決議する予定です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の 総額(千円)			対象となる 役員の人員 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)	28,229	28,229	-	-	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
監査役(社外監査役を除 く)	2,184	2,184	-	-	1
社外役員	12,330	12,330	-	-	6

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、その価値の変動や配当により利益を受けるために保有する株式を純投資目的の投資株式、それ以外の理由により保有する株式を政策投資目的の投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合、取引関係、事業における協力関係などを考慮し、中長期的な観点から当社の経営に資するかを確認したうえで、そのリスクも含めた資本コストとの比較検証により、毎年、取締役会が保有・縮減の判断をいたします。なお、政策保有株式に係る議決権は、議案の内容を個別に検討し、当社及び投資先企業双方の企業価値の向上に資するか否かを判断して行使します。

- b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	655,383

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)イオン	177,900	-	当社の出店立地の主要関係先として、良好な関係の維持・強化を図るため。 なお、当該株式の保有にあたっては、保有目的に照らして適正かどうかの検証に加え、保有に伴う便益の実証分析や、資本コスト等の定量的な検証を実施しております。	有
	655,383	-		

(注) その他の関係会社に該当しなくなったことにより、関係会社株式から投資有価証券へ振替を行っています。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第76期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）の財務諸表について、赤坂有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報を取得するとともに、監査法人および各種団体が主催するセミナーへの参加、専門誌等から情報収集を行っております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当事業年度 (2025年 2 月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,130,438	1,378,442
売掛金	598,632	507,671
商品	1,291,650	1,324,557
貯蔵品	140,901	146,233
前渡金	14,923	14,400
前払費用	90,561	84,527
その他	2 55,555	2 51,477
流動資産合計	3,322,662	3,507,309
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,163,008	1,127,602
減価償却累計額	1,046,325	1,023,563
建物（純額）	116,683	104,039
機械及び装置	7,609	7,609
減価償却累計額	4,142	4,688
機械及び装置（純額）	3,466	2,920
器具及び備品	1,056,749	1,031,403
減価償却累計額	1,036,338	1,013,055
器具及び備品（純額）	20,411	18,347
土地	0	0
リース資産	64,416	-
減価償却累計額	60,966	-
リース資産（純額）	3,449	-
有形固定資産合計	144,011	125,306
無形固定資産		
商標権	529	379
電話加入権	9,155	9,155
ソフトウェア	212,842	199,464
ソフトウェア仮勘定	31,405	47,985
リース資産	27,116	-
無形固定資産合計	281,049	256,984
投資その他の資産		
投資有価証券	-	1 655,383
関係会社株式	1 635,992	0
出資金	155	155
長期前払費用	4,306	2,667
賃貸不動産	686,692	686,692
減価償却累計額	686,692	686,692
賃貸不動産（純額）	0	0
差入保証金	36,404	36,404
敷金	1,186,212	1,107,683
投資その他の資産合計	1,863,071	1,802,293
固定資産合計	2,288,131	2,184,584
資産合計	5,610,794	5,691,894

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当事業年度 (2025年 2 月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	11,515	2,963
電子記録債務	1,323,022	859,120
買掛金	326,707	215,798
短期借入金	¹ 2,873,000	-
1年内返済予定の長期借入金	121,950	-
リース債務	40,527	-
未払金	² 339,092	² 253,201
未払費用	35,812	18,041
未払消費税等	45,034	91,577
未払法人税等	74,015	72,157
契約負債	8,077	6,136
前受金	75,361	106,841
預り金	7,027	4,485
前受収益	² 26,920	² 26,587
ポイント引当金	99,480	94,749
賞与引当金	-	30,000
変動報酬引当金	45,312	-
資産除去債務	17,400	12,010
その他	2,136	1,170
流動負債合計	5,472,396	1,794,839
固定負債		
長期借入金	996,400	^{1, 4} 1,991,353
長期預り保証金	91,940	91,940
繰延税金負債	188,542	555
関係会社事業損失引当金	60,840	60,840
資産除去債務	708,950	676,430
その他	7,384	-
固定負債合計	2,054,058	2,821,120
負債合計	7,526,455	4,615,959
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	2,468,485	-
資本剰余金合計	2,468,485	-
利益剰余金		
利益準備金	500,000	-
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,281,732	655,538
利益剰余金合計	4,781,732	655,538
自己株式	26,505	26,516
株主資本合計	2,239,753	729,021
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	324,092	336,776
評価・換算差額等合計	324,092	336,776
新株予約権	-	10,136
純資産合計	1,915,660	1,075,934
負債純資産合計	5,610,794	5,691,894

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
売上高	10,026,675	9,650,127
売上原価		
商品期首棚卸高	1,428,949	1,291,650
当期商品仕入高	3,733,949	3,801,799
合計	5,162,899	5,093,449
他勘定振替高	1 935	1 2,162
商品期末棚卸高	1,291,650	1,324,557
商品売上原価	2 3,870,312	2 3,766,729
売上総利益	6,156,362	5,883,397
販売費及び一般管理費		
販売手数料	187,792	174,365
広告宣伝費	307,294	294,790
役員報酬	50,322	42,743
給料及び手当	1,644,498	1,529,657
賞与引当金繰入額	-	30,000
退職給付費用	51,815	44,741
福利厚生費	270,947	254,402
減価償却費	173,167	147,317
ポイント引当金繰入額	5,184	4,731
変動報酬引当金繰入額	45,312	-
賃借料	1,554,025	1,465,545
店舗管理費	435,726	407,773
業務委託費	349,879	231,363
その他	1,121,005	1,061,842
販売費及び一般管理費合計	6,196,971	5,679,809
営業利益又は営業損失（ ）	40,608	203,588
営業外収益		
受取利息	1	73
受取配当金	6,404	6,760
不動産賃貸料	281,844	291,041
手数料収入	92,044	80,658
その他	23,946	45,162
営業外収益合計	404,241	423,696
営業外費用		
支払利息	80,921	55,458
不動産賃貸費用	193,069	193,124
固定資産除却損	3 3,428	3 1,506
その他	33,806	21,572
営業外費用合計	311,225	271,661
経常利益	52,407	355,622
特別利益		
債務免除益	-	4 1,499,999
特別利益合計	-	1,499,999
特別損失		
減損損失	5 47,720	5 9,354
関係会社事業損失引当金繰入額	39,466	-
特別損失合計	87,186	9,354
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	34,779	1,846,268
法人税、住民税及び事業税	74,015	72,157
法人税等調整額	6,621	194,694
法人税等合計	67,394	122,537
当期純利益又は当期純損失（ ）	102,173	1,968,805

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	-	2,468,485	2,468,485	500,000	5,179,559	4,679,559	26,505
当期変動額								
新株の発行								
減資								
当期純損失（ ）						102,173	102,173	
欠損填補								
新株予約権の発行								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	102,173	102,173	-
当期末残高	100,000	-	2,468,485	2,468,485	500,000	5,281,732	4,781,732	26,505

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,137,579	203,655	203,655	1,933,923
当期変動額				
新株の発行				-
減資				-
当期純損失（ ）	102,173			102,173
欠損填補				-
新株予約権の発行				-
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		120,437	120,437	120,437
当期変動額合計	102,173	120,437	120,437	18,263
当期末残高	2,239,753	324,092	324,092	1,915,660

当事業年度（自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月28日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	-	2,468,485	2,468,485	500,000	5,281,732	4,781,732	26,505
当期変動額								
新株の発行	499,990	499,990		499,990				
減資	499,990	499,990	999,980	499,990				
利益準備金から繰越利益剰余金への振替					500,000	500,000	-	
当期純利益						1,968,805	1,968,805	
欠損填補			3,468,465	3,468,465		3,468,465	3,468,465	
新株予約権の発行								
自己株式の取得								11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	2,468,485	2,468,485	500,000	5,937,271	5,437,271	11
当期末残高	100,000	-	-	-	-	655,538	655,538	26,516

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,239,753	324,092	324,092	-	1,915,660
当期変動額					
新株の発行	999,980				999,980
減資	-				-
利益準備金から繰越利益剰余金への振替	-				-
当期純利益	1,968,805				1,968,805
欠損填補	-				-
新株予約権の発行	-			10,136	10,136
自己株式の取得	11				11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	12,683	12,683		12,683
当期変動額合計	2,968,774	12,683	12,683	10,136	2,991,595
当期末残高	729,021	336,776	336,776	10,136	1,075,934

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	34,779	1,846,268
減価償却費	173,167	147,317
減損損失	47,720	9,354
賞与引当金の増減額（ は減少）	-	30,000
ポイント引当金の増減額（ は減少）	5,184	4,731
事業構造改革引当金の増減額（ は減少）	163,184	-
関係会社事業損失引当金の増減額（ は減少）	39,466	-
変動報酬引当金の増減額（ は減少）	45,312	45,312
固定資産除却損	3,428	1,506
受取利息及び受取配当金	6,406	6,834
支払利息	80,921	55,458
債務免除益	-	1,499,999
売上債権の増減額（ は増加）	97,754	90,961
棚卸資産の増減額（ は増加）	110,668	38,238
仕入債務の増減額（ は減少）	2,852	583,364
未払消費税等の増減額（ は減少）	217,193	46,542
未払金の増減額（ は減少）	331,829	83,353
その他	14,901	10,197
小計	167,523	24,227
法人税等の支払額	90,859	74,015
営業活動によるキャッシュ・フロー	258,383	98,243
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	15,381	26,016
無形固定資産の取得による支出	50,425	83,456
敷金及び保証金の差入による支出	4,834	1,351
敷金及び保証金の回収による収入	236,000	79,881
資産除去債務の履行による支出	103,128	40,942
その他の資産取得による支出	2,623	863
利息及び配当金の受取額	6,406	6,834
投資活動によるキャッシュ・フロー	66,012	65,915
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	35,500	-
リース債務の返済による支出	47,887	40,527
自己株式の増減額（ は増加）	-	11
利息の支払額	81,301	53,025
手数料の支払額	1,466	-
株式の発行による収入	-	495,589
新株予約権の発行による収入	-	10,136
財務活動によるキャッシュ・フロー	166,155	412,163
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	358,526	248,004
現金及び現金同等物の期首残高	1,488,964	1,130,438
現金及び現金同等物の期末残高	1,130,438	1,378,442

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産除く)

定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

機械及び装置 12年

器具及び備品 3年～8年

(2) 無形固定資産(リース資産除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

(5) 賃貸不動産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～30年

器具及び備品 6年

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失負担に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

(4) ポイント引当金

当社ポイント制度に伴い他社利用に対し顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過去の利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、今後の損失負担見込額を計上しております。

(6) 変動報酬引当金

業務委託先に対する報酬のうち、未確定の報酬の支出に充てるため、支出見込額に基づき計上しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 商品の販売

当社は、主に商品の販売を行っております。店舗販売における商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、ECサイト販売における商品の販売については、出荷した時点で収益を認識しております。

(2) 自社運営のポイント付与

当社は、店舗及びECサイト販売において自社ポイントを付与しております。売上時に付与した、自社ポイントについては、履行義務として識別し、将来の使用見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、自社ポイントが使用または失効した時点で収益を認識しております。

6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 商品の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
商品	1,291,650	1,324,557
売上原価（棚卸資産評価損）	52,310	46,265

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、以下のとおり、商品を収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって評価しております。

- ・商品の保有期間が品目毎に定めた仕入からの一定期間を超過している場合には、帳簿価額を処分見込価額（備忘価額）まで減額しております。
- ・商品の販売価格が取得原価を下回っている場合には、処分見込価額（値引後販売価格）まで減額しております。
- ・その他、商品の品質が低下している場合（傷、汚損等）、商品の販売が困難と認められる場合には帳簿価額を処分見込価額まで減額しております。

主要な仮定

商品の評価における主要な仮定は、収益性の低下の基準とする品目毎の仕入からの一定期間及び処分見込価額であります。これらの主要な仮定は、過去の在庫消化実績や、対象商品の販売方針等を考慮し、決定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる仮定に基づいて判断を行っておりますが、見積りの前提となった上記等の仮定に変動が生じた場合や、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。実際の販売状況が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において、棚卸資産評価損の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金負債	188,542	555

(注) 繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺して表示しており、相殺前の繰延税金資産の金額は、前事業年度 - 千円、当事業年度 189,898千円です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、取締役会で承認された事業計画を基礎に見積られた将来の一時差異等加減算前課税所得の範囲内で計上しております。

主要な仮定

一時差異等加減算前課税所得の基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上高成長率及び粗利率に係る見込みであります。これらの主要な仮定は、過去の実績や、ビジネススタイルのカジュアル化等を含めた市場環境・業界動向を考慮し、策定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる仮定に基づいて判断を行っておりますが、見積りの前提となった上記等の仮定に変動が生じた場合や、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	144,011	125,306
無形固定資産	281,049	256,984
長期前払費用	4,306	2,667
合計	429,367	384,958
特別損失（減損損失）	47,720	9,354

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を店舗毎（Ｅコマースを含む営業店舗及び賃貸店舗）（以下、「店舗等」）としており、本社及び物流センター等につきましては、共用資産としてグルーピングしております。店舗等は、主として管理会計における本社負担費配賦後の営業活動から生ずる損益が２期連続してマイナスとなった店舗について、減損の兆候が認められると判断しております。減損の兆候が認められた店舗等に係る固定資産のうち、当該固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、当該固定資産の帳簿価額の合計額を下回っている場合には、該当する店舗等の固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画の主要な仮定は、「２．繰延税金資産の回収可能性」に記載しております。また、各店舗等に対する割引前将来キャッシュ・フローを算定するにあたっては各店舗等の事情を反映しており、将来キャッシュ・フローの見積り期間は主要な資産の経済的残存耐用年数あるいは退店予定までの期間としております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる仮定に基づいて判断を行っておりますが、見積りの前提となった上記等の仮定に変動が生じた場合や、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。実際に発生したキャッシュ・フローの時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において、減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(追加情報)

(財務制限条項)

当社が金融機関と締結しているシンジケーション形式によるコミットメントライン契約（前事業年度末における借入残高1,150,000千円）には、2022年2月期決算以降各年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持する旨の財務制限条項が付されております。

前事業年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、株式会社地域経済活性化支援機構より金融機関に対して回収等停止要請を行い応諾を得ております。

なお、本契約につきましては、2024年3月28日付にて、各参加金融機関によるリファイナンス（借換）により全額弁済のうえ解消しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
投資有価証券	- 千円	655,383千円
関係会社株式	635,992	-

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
短期借入金	373,000千円	- 千円
長期借入金	-	373,000

2 関係会社に対する資産、負債は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
流動資産(その他)	19,583千円	21,568千円
未払金	4,177	3,356
前受収益	132	110

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び取引銀行3行とシンジケーション形式のコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,500,000千円	- 千円
借入実行残高	2,500,000	-
差引額	-	-

なお、本契約につきましては、2024年3月28日付にて、各参加金融機関によるリファイナンス(借換)により全額弁済のうえ解消しております。

4 借入金

2024年5月23日付債権者間協定の定めに基づき返済される借入金については、約定弁済額が設定されておらず、当社の業績等に応じて返済されることから返済予定額が確定していないため、その全額を長期借入金として固定負債に表示しております。

(損益計算書関係)

1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	
販売費及び一般管理費振替高	566千円
(主なものはお客様の試着用であります。)	
営業外費用振替高	369
(主なものは外部責任による汚損商品の処分及び外注委託先の修理ミスによる商品の処分であります。同費用については同委託先に請求し回収しているため、相殺して表示しております。)	
計	935千円

当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)	
販売費及び一般管理費振替高	763千円
(主なものはお客様の試着用であります。)	
営業外費用振替高	1,398
(主なものは不適合商品や外部責任による汚損商品、外部委託先の修理ミス商品等の処分等であります。同費用については同委託先に請求し回収しているため、相殺して表示しております。)	
計	2,162千円

2. 商品期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下後の金額であり、商品売上原価には以下の項目が含まれております。

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
棚卸資産評価損	52,310千円	46,265千円

3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
建物	2,888千円	0千円
器具及び備品	540	93
ソフトウェア	-	1,412
リース資産	-	0
計	3,428	1,506

4 債務免除益

株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援手続きの中で、取引金融機関等による債権放棄が実行されたことによる計上であります。

5. 固定資産の減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
営業店舗 （MF イオンモール上尾店 他13営業店舗）	店舗設備	建物、器具及び備品等	47,720
計			47,720

当社は、資産のグルーピングを営業店舗・賃貸店舗については店舗毎、保養所等については物件毎、遊休資産については個別資産毎としております。このうち営業店舗・賃貸店舗については、営業損益又は賃貸損益が継続して損失となる店舗を、それぞれの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（47,720千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物39,789千円、器具及び備品6,089千円、長期前払費用1,840千円であります。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
営業店舗 （TQ イオンモール四条畷店 他4営業店舗）	店舗設備	建物、器具及び備品等	9,354
計			9,354

当社は、資産のグルーピングを営業店舗・賃貸店舗については店舗毎、遊休資産については個別資産毎としております。このうち営業店舗・賃貸店舗については、営業損益又は賃貸損益が継続して損失となる店舗を、それぞれの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（9,354千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物6,794千円、器具及び備品1,518千円、長期前払費用1,041千円であります。

なお、営業店舗及び賃貸店舗に係る資産の回収可能額は、主に使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュフローが見込まれないことから、具体的な割引率の算定は行わず、回収可能額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,470,822	-	-	24,470,822
合計	24,470,822	-	-	24,470,822
自己株式				
普通株式	105,695	-	-	105,695
合計	105,695	-	-	105,695

2. 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当する事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当する事項はありません。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,470,822	-	-	24,470,822
A種種類株式（注）1	-	16,222,700	-	16,222,700
B種種類株式（注）2	-	499,997	-	499,997
合計	24,470,822	16,722,697	-	41,193,519
自己株式				
普通株式（注）3	105,695	106	-	105,801
合計	105,695	106	-	105,801

（注）1．A種種類株式の増加16,222,700株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2．B種種類株式の増加499,997株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

3．普通株式の自己株式の増加106株は単元未満株式の買取りによるものであります。

2．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権（注）1．2	普通株式	-	32,200,000	-	32,200,000	9,982
第2回新株予約権（自社株式オプション）（注）1．3	普通株式	-	396,800	-	396,800	154
合計		-	32,596,800	-	32,596,800	10,136

（注）1．第1回新株予約権及び第2回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2．第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3．第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当する事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年5月23日定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月23日 定時株主総会	A種種類株式	利益剰余金	11,355	0.7	2025年2月28日	2025年5月26日
2025年5月23日 定時株主総会	B種種類株式	利益剰余金	3,849	7.7	2025年2月28日	2025年5月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
現金及び預金勘定	1,130,438千円	1,378,442千円
現金及び現金同等物	1,130,438	1,378,442

2. 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
債務の株式化 (デット・エクイティ・スワップ) 及び債務免除益		
資本金の増加	- 千円	249,998千円
資本剰余金の増加	-	249,998
債務免除益	-	1,499,999
借入金の減少	-	1,999,996
新たに計上した重要な資産除去債務の額	6,596	8,877

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

店舗におけるPOSシステム (器具及び備品) であります。

無形固定資産

店舗システムのソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法 (3) 」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当事業年度 (2025年 2 月28日)
1 年内	35,548	13,878
1 年超	493	12,269
合計	36,041	26,148

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、店舗出店先への売上預け金及びクレジットカード売上に係るものであり、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先の信用状況を定期的に把握し、取引先ごとの期日管理を行っております。

投資有価証券については、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価値の変動リスクに晒されていますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されています。また、関係会社株式については、非上場の子会社株式であり、市場価格のない株式であります。

差入保証金及び敷金は、建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が貸主ごとの信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されていますが、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません。

前事業年度（2024年２月29日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)関係会社株式	635,992	635,992	-
(2)差入保証金	36,404	36,404	-
(3)敷金	1,186,212	1,167,876	18,336
資産計	1,858,609	1,840,272	18,336
(4)長期借入金	996,400	964,168	32,231
負債計	996,400	964,168	32,231

「現金及び預金」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「未払金」「短期借入金」「１年内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（注）市場価格のない株式等は、「関係会社株式」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
関係会社株式	0

当事業年度（2025年２月28日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	655,383	655,383	-
(2)差入保証金	36,404	36,404	-
(3)敷金	1,107,683	1,076,258	31,424
資産計	1,799,471	1,768,046	31,424
(4)長期借入金	1,991,353	1,932,597	58,755
負債計	1,991,353	1,932,597	58,755

「現金及び預金」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2024年2月29日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,130,438	-	-	-
売掛金	598,632	-	-	-
差入保証金	-	-	-	36,404
敷金	47,203	-	-	1,139,009
合計	1,776,274	-	-	1,175,413

当事業年度（2025年2月28日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,378,442	-	-	-
売掛金	507,671	-	-	-
差入保証金	-	-	-	36,404
敷金	19,609	-	-	1,088,073
合計	1,905,724	-	-	1,124,477

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年2月29日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	2,873,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定 の長期借入金	121,950	-	-	-	-	-
長期借入金	-	125,400	115,950	82,800	82,800	589,450
合計	2,994,950	125,400	115,950	82,800	82,800	589,450

当事業年度（2025年2月28日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

（注）2024年5月23日付債権者間協定の定めに基づき返済される借入金については、約定弁済額が設定されておらず、当社の業績等に応じて返済されることから返済予定額が確定していないため、記載しておりません。

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年2月29日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社株式 株式	635,992	-	-	635,992
資産計	635,992	-	-	635,992

当事業年度（2025年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 株式	655,383	-	-	655,383
資産計	655,383	-	-	655,383

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年2月29日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	36,404	-	36,404
敷金	-	1,167,876	-	1,167,876
資産計	-	1,204,280	-	1,204,280
長期借入金	-	964,168	-	964,168
負債計	-	964,168	-	964,168

当事業年度（2025年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	36,404	-	36,404
敷金	-	1,076,258	-	1,076,258
資産計	-	1,112,662	-	1,112,662
長期借入金	-	1,932,597	-	1,932,597
負債計	-	1,932,597	-	1,932,597

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金、敷金

差入保証金、敷金の時価は、将来キャッシュ・フローを、店舗の平均的な営業年数を基に国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、2024年5月23日付債権者間協定の定めに基づき返済される借入金については、将来の一定の時期に全額を返済するものとの仮定を置いて算定しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2024年2月29日)

子会社株式(貸借対照表計上額 0千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

当事業年度(2025年2月28日)

子会社株式(貸借対照表計上額 0千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2024年2月29日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	635,992	140,513	495,478
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	635,992	140,513	495,478
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		635,992	140,513	495,478

当事業年度（2025年2月28日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	655,383	140,513	514,870
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	655,383	140,513	514,870
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		655,383	140,513	514,870

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、51,815千円であります。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、44,741千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 自社株式オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位: 千円)

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
現金及び預金	-	154

2. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

	第 2 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役 (社外取締役を除く) 1 名
株式の種類別の自社株式オプションの数 (注) 1	普通株式 396,800株
付与日	2025年11月15日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2026年10月30日 至 2030年10月29日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の2025年 2 月期から2029年 2 月期までの事業年度の財務諸表における経常利益について、4 四半期累計で以下の表1に記載された経常利益金額が 1 回以上達成された場合、割り当てられた本新予約権個数に表 1 の係数を乗じた数を限度として権利行使することが可能となる。なお、係数を乗じた数に100株未満の端数が生じる場合には、100株未満を切り捨て処理するものとする。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

表 1

4 四半期累計経常利益金額	係数
500百万円未満	0
500百万円以上750百万円未満	1 / 3
750百万円以上1,000百万円未満	2 / 3
1,000百万円以上	1

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役または従業員、または 当社関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年2月期）において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

自社株式オプションの数

		第2回新株予約権
権利確定前	(株)	
前事業年度末		-
付与		396,800
失効		-
権利確定		-
未確定残		396,800
権利確定後	(株)	
前事業年度末		-
権利確定		-
権利行使		-
失効		-
未行使残		-

単価情報

		第2回新株予約権
権利行使価格	(円)	1株につき126
行使時平均株価	(円)	-
付与日における公正な評価単価	(円)	1株につき0.39

3. 当事業年度に付与されたストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式(注)1

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

		第2回新株予約権
株価変動性(注)2		57.38%
予想残存期間(注)3		3.00年
予想配当率(注)4		0.00%
無リスク金利(注)5		0.459%

(注)1. 本自社株式オプションの公正な評価単価は、ブラック・ショールズモデルを用いて計算された単価について、モンテカルロ・シミュレーションを使用して権利確定条件以外の要素（業績達成確率）を反映する方法に基づき算定しております。

2. 予想残存期間に対応する過去期間の株価を参照して算出しています。

3. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間として算定しております。

4. 直近年度（2024年2月期）の配当実績を参照しています。

5. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. 自社株式オプションの権利確定数の見積り方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	14,117千円	14,366千円
契約負債	2,794	2,122
ポイント引当金	34,410	32,773
未払費用	12,387	6,196
未払事業所税	3,458	2,635
賞与引当金	-	10,377
貸倒引当金	61,820	60,907
減損損失	82,520	69,028
固定資産償却超過額	9,600	7,412
資産除去債務	251,244	238,131
繰越欠損金(注)2	3,137,896	2,555,506
関係会社事業損失引当金	21,044	21,044
変動報酬引当金	15,673	-
その他	18,380	4,061
繰延税金資産小計	3,665,348	3,024,565
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	3,137,896	2,457,245
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	527,452	377,421
評価性引当額小計(注)1	3,665,348	2,834,667
繰延税金資産合計	-	189,898
繰延税金負債		
資産除去債務固定資産	17,156	12,360
その他有価証券評価差額金	171,386	178,093
繰延税金負債合計	188,542	190,453
繰延税金資産(負債)の純額	188,542	555

(注)1. 評価性引当額が830,681千円減少しております。この減少の主な内容は、当社の税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金が減少したためであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	219,938	-	2,917,958	3,137,896
評価性引当額	-	-	-	219,938	-	2,917,958	3,137,896
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

()税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	117,305	2,438,200	2,555,506
評価性引当額	-	-	-	-	19,045	2,438,200	2,457,245
繰延税金資産	-	-	-	-	98,260	-	(2) 98,260

(1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2)税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産について、将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、一部回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (2024年2月29日)		当事業年度 (2025年2月28日)	
法定実効税率	-	法定実効税率	34.6%
(調整)		(調整)	
住民税均等割	-	住民税均等割	3.9
評価性引当額の増減	-	評価性引当額の増減	45.0
その他	-	その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.6

(注)前事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の34.6%から35.4%になります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に基づく賃貸期間終了時における原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から11年～18年と見積り、割引率は0.00%～1.31%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
期首残高	844,920千円	726,350千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,595千円	8,877千円
時の経過による調整額	679千円	557千円
資産除去債務の履行による減少額	94,240千円	47,072千円
退店等に伴う見積変更額(は減少)	31,603千円	272千円
期末残高	726,350千円	688,440千円

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、衣料品販売事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位: 千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	696,387	598,632
契約負債	9,930	8,077
前受金	81,036	75,361

契約負債は主に、当社が付与した自社ポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。ポイントは、当該ポイント使用時又は失効時に、履行義務が充足される事で収益を認識しております。

前受金は主に、財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益のうち、当事業年度の期首における契約負債及び前受金に含まれていた金額は90,966千円であります。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位: 千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	598,632	507,671
契約負債	8,077	6,136
前受金	75,361	106,841

契約負債は主に、当社が付与した自社ポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。ポイントは、当該ポイント使用時又は失効時に、履行義務が充足される事で収益を認識しております。

前受金は主に、財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益のうち、当事業年度の期首における契約負債及び前受金に含まれていた金額は83,439千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)及び当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)及び当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

当社は、衣料品販売の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に存在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する取引で、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に存在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する取引で、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)及び当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

当社は、衣料品販売の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)及び当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)及び当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	イオンリテール㈱	千葉市美浜区	100,000	総合小売業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	9,954	敷金	170,723
							売上金の一時預け	-	売上預け金	27,633
							店舗の賃借料（注2）	192,633	-	-
その他の関係会社の子会社	イオンモール㈱	千葉市美浜区	42,383,022	ディベロッパー事業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	127,514	敷金	334,692
							売上金の一時預け	-	売上預け金	50,595
							店舗の賃借料（注2）	293,521	-	-
その他の関係会社の子会社	イオン北海道㈱	札幌市白石区	6,100,435	ディベロッパー事業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	13,191	敷金	56,950
							売上金の一時預け	-	売上預け金	8,514
							店舗の賃借料（注2）	51,632	-	-

（注）1. 上記金額のうち、取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注）2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

店舗賃借取引条件については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 受入出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	GPバイア ウトP投資 事業有限 責任組合	東京都 目黒区	934,000	投資業務 等	(被所有) 直接 20.51	(注)1 第三者割 当増資の 引受	第三者 割当増 資	256,422	-	-
						(注)2 新株予約 権の引受	新株予 約権発 行	5,128	新株予 約権	5,128
その他の 関係会社	GP上場企 業出資投 資事業有 限責任組 合	東京都 目黒区	1,562,500	投資業務 等	(被所有) 直接 19.49	(注)1 第三者割 当増資の 引受	第三者 割当増 資	243,561	-	-
						(注)2 新株予約 権の引受	新株予 約権発 行	4,853	新株予 約権	4,853

(注)1. 当社が行った第三者割当増資を1株につき30.82円で引き受けたものであります。なお、第三者割当増資の発行条件は、モンテカルロ・シミュレーションを用いて第三者機関が算定した価格に基づき決定しております。

(注)2. 当社が発行した新株予約権を1個につき31円で引き受けたものであります。なお、新株予約権の発行条件は、モンテカルロ・シミュレーションを用いて第三者機関が算定した価格に基づき決定しております。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又 は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)1	科目	期末残高 (千円)
主要株主 の子会社 (注)1	イオンリ テール(株)	千葉市美 浜区	100,000	総合小売業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	30,844	敷金	139,879
							売上金の一時預け	-	売上預け金	28,700
							店舗の賃借料(注)2	166,106	-	-
主要株主 の子会社 (注)1	イオンモー ル(株)	千葉市美 浜区	42,389,800	ディベロッ パー事業	-	店舗の賃借	敷金の差入及び返還	7,463	敷金	327,229
							売上金の一時預け	-	売上預け金	50,704
							店舗の賃借料(注)2	289,396	-	-

(注)1. 「第1 企業の概況 3 事業の内容」のなお書きのとおり、当事業年度中に(その他の関係会社の子会社)から(主要株主の子会社)となりましたが、取引金額は(その他の関係会社の子会社)であった期間も含めて記載しております。

(注)2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

店舗賃借取引条件については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
1 株当たり純資産額	78円62銭	2円8銭
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 ()	4円19銭	80円18銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	-	25円44銭

(注) 1 . 1 株当たり当期純利益、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
(1) 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 ()		
(算定上の基礎)		
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	102,173	1,968,805
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	15,205
(うち優先配当額 (千円))	-	15,205
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 () (千円)	102,173	1,953,599
普通株式の期中平均株式数 (千株)	24,365	24,365
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
(算定上の基礎)		
普通株式増加数 (千株)	-	53,022
(うち A 種種類株式 (千株))		25,247
(うち B 種種類株式 (千株))		6,035
(うち新株予約権 (千株))		21,738
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	第 2 回新株予約権 (新株予約権の数 3,968個 普通株式 396,800株)

(注) 前事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利は、1 株当たり純損失であり、また潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (2024年 2 月29日)	当事業年度末 (2025年 2 月28日)
1 株当たり純資産額		
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	1,915,660	1,075,934
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	1,025,323
(うち A 種種類株式払込金額 (千円))	-	499,983
(うち A 種種類株式配当 (千円))	-	11,355
(うち B 種種類株式払込金額 (千円))	-	499,997
(うち B 種種類株式配当 (千円))	-	3,849
(うち新株予約権 (千円))	-	10,136
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,915,660	50,611
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (千株)	24,365	24,365

（重要な後発事象）
該当する事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,163,008	22,364	1.2 57,770 (6,794)	1,127,602	1,023,563	28,214	4 104,039
機械及び装置	7,609	-	-	7,609	4,688	546	2,920
器具及び備品	1,056,749	12,529	1.2 37,876 (1,518)	1,031,403	1,013,055	12,981	4 18,347
土地	0	-	-	0	-	-	4 0
リース資産	64,416	-	2 64,416	-	-	3,449	-
建設仮勘定	-	31,118	31,118	-	-	-	-
有形固定資産計	2,291,784	66,012	1 191,181 (8,312)	2,166,615	2,041,308	45,191	125,306
無形固定資産							
商標権	1,500	-	-	1,500	1,120	150	379
電話加入権	9,155	-	-	9,155	-	-	9,155
ソフトウェア	1,223,078	3 61,431	1,412	1,283,097	1,083,633	73,397	4 199,464
ソフトウェア仮勘定	31,405	3 84,716	68,137	47,985	-	-	47,985
リース資産	162,700	-	-	162,700	162,700	27,116	-
無形固定資産計	1,427,840	146,148	69,549	1,504,438	1,247,454	100,663	256,984
長期前払費用	63,073	1,200	1,041 (1,041)	63,232	60,564	1,797	2,667
賃貸不動産	686,692	-	-	686,692	686,692	-	0

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 有形固定資産の当期増加・減少の主なものは次のとおりであります。

	建物 千円	器具及び備品 千円	リース資産 千円
退店に伴う減少(6店舗)	50,685	25,095	-
リース契約終了に伴う減少	-	-	64,416

3. 無形固定資産の当期増加額の主なものは次のとおりであります。

	ソフトウェア 千円	ソフトウェア仮勘定 千円
ECスタイルオーダーシステム改修	9,800	-
人事給与システム開発	28,641	-
会計システム開発	-	20,273

4. 減損損失は直接控除で記載しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,873,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	121,950	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	40,527	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	996,400	1,991,353	2.53	-
合計	4,031,877	1,991,353	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 2024年5月23日付債権者間協定の定めに基づき返済される借入金の返済期限については、約定弁済額が設定されておらず、当社の業績に応じて返済されることから返済予定額が確定していないため、記載しておりません。また、長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額についても、記載しておりません。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	99,480	-	4,731	-	94,749
変動報酬引当金	45,312	-	45,312	-	-
賞与引当金	-	30,000	-	-	30,000
関係会社事業損失引当金	60,840	-	-	-	60,840

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
預金の種類	
当座預金	1,145,811
普通預金	216,914
別段預金	1,924
郵便振替貯金	15
小計	1,364,666
現金	13,776
合計	1,378,442

ロ．売掛金
相手先別内訳

区分	相手先	金額（千円）
クレジット関係	（株）オリエントコーポレーション	97,461
	（株）ジェーシービー	54,509
	三菱UFJニコス（株）	37,791
	三井住友カード（株）	34,887
	PayPay（株）	27,271
	その他	103,368
	小計	355,289
デベロッパー関係	イオンモール（株）	50,704
	イオンリテール（株）	28,700
	ユニー（株）	10,555
	イオン北海道（株）	7,961
	（株）西友	6,462
	その他	47,996
	小計	152,381
合計		507,671

（注）１．クレジット関係

信販会社等との業務提携契約及び加盟店契約に基づくクレジット販売に伴う売上債権で、期末日現在における未精算額であります。

２．デベロッパー関係

主にＳＣもしくは駅ビルのデベロッパー等との賃貸借契約に基づく売上預け金のうち、期末日現在における未回収額であります。

回収状況及び滞留期間

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{((A) + (D)) \div 2}{365}$
598,632	10,573,283	10,664,244	507,671	95.5	19.1

ハ．商品

区分	金額（千円）
重衣料 （スーツ、オーダースーツ、ジャケット、スラックス、コート他）	584,257
中衣料（ブルゾン他）	48,607
軽衣料（ニット製品、シャツ他）	678,851
その他	12,840
合計	1,324,557

二．貯蔵品

区分	金額（千円）
生地	118,557
包装用資材 （商品袋、ツーリストバッグ、贈答用品箱他）	16,972
その他	10,703
合計	146,233

固定資産

イ．投資有価証券

相手先	金額（千円）
イオン（株）	655,383
合計	655,383

ロ．敷金

相手先	金額（千円）
イオンモール（株）（TAKA-Qイオンモール水戸内原店他36店）	327,229
イオンリテール（株）（m.f.editorialイオンモール大高店他19店）	139,879
（株）松原興産（GRAND-BACKなんば店）	58,495
イオン北海道（株）（TAKA-Qイオンモール札幌平岡店他6店）	50,956
ユニー（株）（m.f.editorialリバーサイド千秋店他3店）	27,660
その他	503,463
合計	1,107,683

流動負債
イ．支払手形
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
東洋紙業（株）	2,963
合計	2,963

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2025年 3 月	1,503
2025年 4 月	324
2025年 5 月	1,135
合計	2,963

ロ．電子記録債務
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ワキタ（株）	176,187
東レインターナショナル（株）	135,239
大栄既製服（株）	80,251
（株）センチュリーエール	74,887
（株）水甚	39,637
その他	352,916
合計	859,120

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2025年 3 月	338,027
2025年 4 月	370,254
2025年 5 月	64,963
2025年 6 月	85,874
合計	859,120

八．買掛金
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
東レインターナショナル（株）	39,265
（株）センチュリーエール	37,544
大栄既製服（株）	19,519
（株）水甚	16,512
アミコ（株）	10,933
その他	92,022
合計	215,798

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	中間会計期間	第 3 四半期	当事業年度
売上高 (千円)	2,655,927	4,691,783	7,106,268	9,650,127
税引前中間 (当期) (四半期) 純利益 (千円)	1,728,380	1,666,945	1,793,332	1,846,268
中間 (当期) (四半期) 純利益 (千円)	1,710,530	1,632,013	1,741,612	1,968,805
1 株当たり中間 (当期) (四半期) 純利益 (円)	70.18	66.72	71.04	80.18

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 () (円)	70.18	3.46	4.31	9.14

(注) 1 . 第 1 四半期については、旧金融商品取引法第24条4の7第1項の規定による四半期報告書を提出しております。

2 . 第 3 四半期については、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しており、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューを受けております。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-----
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://online.taka-q.jp
株主に対する特典	毎年2月末日現在の株主に下記の基準により、当社の各店舗で使用できる株主優待券を贈呈する。 500株以上 1,000株未満 2,000円相当分 1,000株以上 1,500株未満 4,000円 " 1,500株以上 2,000株未満 6,000円 " 2,000株以上 2,500株未満 8,000円 " 2,500株以上 10,000円 "

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第75期）（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）2024年5月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年5月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第76期第1四半期）（自 2024年3月1日 至 2024年5月31日）2024年7月10日関東財務局長に提出

(4) 半期報告書及び確認書

（第76期中）（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日）2024年10月9日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

2024年4月11日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

2024年5月23日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

2024年5月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2024年9月18日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（臨時株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2024年9月18日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2024年10月9日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年4月10日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2024年6月11日関東財務局長に提出

事業年度（第75期）（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及び確認書であります。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

2024年3月25日関東財務局長に提出

2024年1月25日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2024年3月28日関東財務局長に提出

2024年1月25日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2024年4月11日関東財務局長に提出

2024年1月25日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2024年4月30日関東財務局長に提出

2024年1月25日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2024年4月30日関東財務局長に提出

2024年4月30日に提出した有価証券届出書に係る訂正届出書の訂正届出書であります。

2024年5月23日関東財務局長に提出

2024年1月25日関東財務局長に提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年5月22日

株式会社タカキュー

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒川和也
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村秀偉
--------------------	-------	------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカキューの2024年3月1日から2025年2月28日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカキューの2025年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

商品の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、商品1,324,557千円を貸借対照表に計上しており、当該商品は総資産の23.3%を占めている。商品については、注記事項（重要な会計方針）に記載のとおり、個別法による原価法が採用され、収益性が低下した場合には簿価の切り下げが行われている。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、商品の保有期間が品目毎に定めた仕入からの一定期間を超過している場合には、帳簿価額を処分見込価額（備忘価額）まで減額している。また、商品の販売価格が取得原価を下回っている場合には、処分見込価額（値引後販売価格）まで減額している。これらを含む商品の評価の結果、商品評価損46,265千円を損益計算書に計上している。 商品の評価における重要な仮定は、品目毎に定めた仕入からの一定期間であり、経営環境の変化によって影響を受けることから不確実性が高い。また、商品評価損を算定する際に用いられる在庫リストの基礎データはITシステムにより作成されており、その信頼性を前提としている。 以上より、商品の評価は、経営者の主観的な判断を伴うとともに、関連するITシステムに係る内部統制の整備状況及び運用状況に依存することから、当監査法人は慎重な検討を要すると考え、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、商品の評価を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 商品の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の評価した。評価に当たっては、在庫リスト及びその基礎データの正確性及び網羅性に関連するITシステムに係る全般統制及び業務処理統制に焦点を当てた。 （２）商品の評価の妥当性の検討 ・衣料品小売業の市場環境、会社の事業戦略や販売価格の設定方針等を理解するため、経営者との協議を実施した。 ・会社の商品の評価に関する見積手法について、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号）に準拠し、収益性の低下を適切に反映させるように設定されているかを検討した。 ・過年度における商品評価損の発生状況や在庫消化実績率の推移を分析し、品目毎に定めた仕入からの一定期間の妥当性について検討した。 ・商品評価損を算定する際に用いられる在庫リスト及びその基礎データの正確性、網羅性を検討した。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、注記事項（税効果会計関係）に記載のとおり、2025年2月28日現在、繰延税金資産の総額3,024,565千円から評価性引当額2,834,667千円及び繰延税金負債190,453千円を控除し、純額で555千円の繰延税金負債を貸借対照表に計上している。当該繰延税金資産については、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、取締役会で承認された事業計画を基礎に見積られた将来の一時差異等加減算前課税所得の範囲内で計上されている。 将来の一時差異等加減算前課税所得の基礎となる事業計画における重要な仮定は、売上高成長率及び粗利率に係る見込みであり、経営環境の変化によって影響を受けることから不確実性が高い。 以上より、繰延税金資産の回収可能性は、経営者の主観的な判断を伴うことから、当監査法人は慎重な検討を要すると考え、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 繰延税金資産の回収可能性に係る内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。評価にあたっては、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りに関連する内部統制に焦点を当てた。 （２）将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りの合理性等の検討 ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性について、過年度における税務上の欠損金の発生状況等を基に検討した。 ・一時差異及び税務上の繰越欠損金について、その解消見込年度のスケジュールリングを検討した。 ・将来の一時差異等加減算前課税所得の基礎となる事業計画について、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度における事業計画と実績との比較分析を実施した。 ・売上高成長率及び粗利率について、経営者への質問及び過年度の実績に基づく趨勢分析を実施し、当該仮定の合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社タカキューの2025年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社タカキューが2025年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。